

官報

号外

平成十八年二月十六日

○第百六十四回国 会 衆議院会議録 第七号

平成十八年二月十六日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣谷垣禎一君。

(財務大臣谷垣禎一君登壇)

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

平成十八年度予算においては、一般歳出の規模について、二年連続で前年度の水準以下に抑制するとともに、新規国債発行額についても三十兆円

を下回る水準としたところであり、あらゆる分野にわたる歳出を厳しく見直した上で、めり張りのある予算の配分を実現いたしました。

しかしながら、我が国の財政収支は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講ずることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情のもと、平成十八年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

第二に、平成十八年度において、電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定から二百九十七億円、電源利用勘定から二百九十八億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするともに、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の電源立地勘定または電源利用勘定に繰り入れることとしております。

第三に、平成十八年度において、財政融資資金特別会計法第十五条の規定による財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰り入れをするほか、財政融資資金特別会計から、十二兆円を限り、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとしております。

第四に、平成十八年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する等の法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、現下の経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、あわせて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税、たばこ税等につき所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、所得税から個人住民税への三兆円規模の本格的な税源移譲に関し、所得税の税率構造を改組するとともに、平成十一年以降、景気対策のための暫定的な軽減措置として継続されてきた定率減税について、経済状況の改善等を踏まえ廃止することとしております。

第二に、法人関連税制について、民間の研究開発活動を促進する観点から研究開発税制を見直すとともに、産業競争力の向上を図る等の観点から情報基盤強化税制の創設等を行うこととしております。

第三に、中小企業関係税制について、中小企業の経営基盤の強化を図る観点から、中小企業投資促進税制の対象資産を拡充するとともに、同族会社の留保金課税の見直し等を行うこととしております。

第四に、土地・住宅税制について、土地取引の活性化を図る観点から土地の売買等に係る登録免許税の特例を創設するとともに、既存住宅の耐震化を促進する等の観点から所得税の耐震改修税額控除制度の創設等を行うこととしております。

第五に、国際課税について、租税回避行為を防止する等の観点から非永住者の範囲の見直し等を行うこととしております。

そのほか、酒類の分類の簡素化及び酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引き上げ、所得税の地震保険料控除の創設、相続税の物納制度等の見直しを行うほか、情報通信機器等に係る投資促進税制の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図るとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置の適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田村謙治君。

(田村謙治君登壇)

○田村謙治君 民主党の田村謙治です。

民主党・無所属クラブを代表いたします。ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

最近、格差社会という言葉、そして格差社会が生み出すさまざまなゆがみについて、目にするのと、耳にすることが多くなりました。小泉総理は、二月一日の参議院予算委員会で、「私は格差が出るのは別に悪いとは思っておりません。」と述べられています。

民主主義、資本主義を標榜している我が国において、ある程度の格差が出るのは当然でありましょう。しかしながら、それはすべての人が公平に機会を得られる制度づくりを進め、その中で正当な努力と才覚が報われるようにするということがなければなりません。

その場合、政府は底を上げる方向での格差是正に取り組まなければならないのですが、小泉改革は全く逆のことを行っています。改革には痛みが伴うと言いますが、郵政民営化など華々しく見える小泉改革の影で、与党や政府の既得権益は温存し、不正による利益を得ている事件が後を絶たず、何の罪もない一般庶民に痛みを押しつける形で格差を拡大させています。

その典型的な例が、定率減税の廃止です。所得税等負担軽減措置法には、その第一条に、抜本的見直しを行うまでの間、所得税法及び法人税法の特例を定めるものとすると明記されております。政府は、近年の税制改正において人的控除を見直すとともに、十八年度税制改正において個人住民税の税率を一〇％にフラット化するなどの

税率構造の見直しを進めてきたことが抜本的見直しであるかのように言っています。

小泉総理が行った人的控除の見直しは、配偶者控除の上乗せ部分廃止で、所得税、住民税合わせ七千三百億円の増、老年者控除の廃止で二千二百億円の増、公的年金等控除の縮小で二千二百億円の増、人的控除を整理するとともに給付の切り下げを行うだけでは、単なる負担増のオンパレードにすぎません。

我々民主党も、各種控除の見直し自体は行うべきであると考えています。高所得者に有利な所得税の所得控除よりも、必要な人に対し確実な支援が可能となる給付を中心とする仕組みに変えるべきという考えのもとで、例えば、扶養控除を廃止し、そのかわりに子供一人当たり月額一万六千円の子ども手当を創設する、そういう提案を我々民主党はしております。このような提案こそが、人口減少時代にふさわしい、本当の抜本的見直しではないでしょうか。

人的控除の見直しによる負担増に加え、定率減税を廃止すれば、中低所得者層の負担が過重になることは目に見えています。それでも、定率減税廃止は問題ないと政府は考えているのでしょうか。明快な答弁を求めます。

そもそも、抜本的見直しと言うのであれば、所得税のみの見直しではなく、消費税を含めた税制全体を抜本的に見直すべきではないでしょうか。年金一元化の議論の際にも、厚生年金と国民年金の統合は困難であると政府は言い、その理由の一つとして、自営業者は所得の捕捉が十分でないということを挙げていました。我々民主党は、納税者番号制度の導入や、消費税にヨーロッパの付

加価値税のようなインボイス制を導入することなどを提案していますが、これこそが抜本的見直しであり、クロヨンとも言われる所得捕捉の不公平についての対策は棚上げにして、所得税を少しじっただけでは抜本的と言うに値しません。

お金を使う人が払うという意味で、所得税より公平な消費税には手をつけずに、所得税のみを増税するのは、所得が完全に把握されている給与所得者、サラリーマンをねらい撃ちにしたものとして考えられません。取りやすいところから取るという安易な姿勢が、ますます社会の格差を拡大させるのではないのでしょうか。財務大臣の考えを伺います。(拍手)

一年余り前のことですが、当時の自民党の与謝野政調会長と公明党の井上政調会長の間で、平成十七年度予算・税制に係る合意が取り交わされました。その合意によって、十七年度においては定率減税の見直しによる増収分を大半を基礎年金の国庫負担に充てることとされました。与謝野大臣は政調会長当時、どのような理念に基づいてこのような合意をなされたのでしょうか。

当時、総理は、年金についての抜本的改革をしたと強弁をされていましたが、それも、保険料率を引き上げて負担をふやす一方、給付を引き下げるといふ単なるその場しのぎで、とても抜本的改革にはほど遠いものでした。この見直しさえも、実際の出生率とは異なる数値を前提にした偽計であって、その責任をだれもとっていません。国民年金の保険料不払いが増加の一途であることは、年金の抜本的改革を行っていない政府の怠慢を象徴しています。

平成十八年度の予算においても、定率減税の廃

止による増収分の一部、二千二百億円を基礎年金の国庫負担に充てるとの与党合意がなされたと聞いております。それは、未納や未加入がない給与所得者、サラリーマンにさらなる負担を押しつけ、多くの国民年金の保険料不払いを肩がわりさせるものにほかなりません。政府のお考えを伺います。

政府は、我々民主党が主張している年金一元化のような本当に抜本的な改革には手をつけずに、抜本的見直し、抜本的改革という言葉でその場しのぎの見直しを粉飾しようとした。今回の所得税改正を抜本的見直しと言うのも、政府の怠慢を、ごまかす粉飾ではないでしょうか。(拍手)

昨年の総選挙で、自民党は、税制改革、年金改革、地方分権、外交など郵政民営化以外の重要な国政課題について、マニフェストには数値目標や達成期限などほとんど具体的な記述はありませんでした。定率減税の廃止について、ことしの一月二十五日、参議院本会議にて我が党の岩本司議員が公約違反であると指摘したことに對して、小泉総理は、これまでの与党税制改正大綱等に既に示していると答弁されました。与党の文書に記載されているから問題ないということであれば、自民党は総選挙マニフェストを何のために出しているのでしょうか。また、既に決定した方針であったのなら、定率減税廃止の有無について我々民主党が選挙中に重ねて問うたにもかかわらず、なぜ自民党は有権者に説明をしなかったのでしょうか。有権者に説明をしなかったどころか、小泉マニフェストには、「所得税については、所得が捕捉しやすい「サラリーマン増税」を行うとの政府税調の考え方はとらない。」とまで記述してあります。

これこそ、選挙で自民党株を上げるための風説の流布そのものではないでしょうか。(拍手)
次に、個人住民税の税率フラット化について伺います。

個人住民税の税率は、五%、一〇%、一三%の三段階になっていましたが、それを一〇%に一本化します。それは三位一体改革の一環として行われるものです。三位一体改革では、国庫負担率引き下げなど地方の裁量が広がらない形で国庫補助負担金の削減が行われました。つまり、税源移譲が行われても、中央から地方へ権限が移譲されないのであれば、それは三位一体改革と言うに値しません。そのような粉飾の改革に伴う個人住民税の税率見直しは、抜本的見直しと言えるのでしょうか。総務大臣の明快な答弁を求めます。

次に、消費税率引き上げについてお尋ねします。
現在、政府・与党内で消費税論議が騒がしくなっています。谷垣大臣は、事あるごとに、消費税率引き上げ反対論を牽制し、来年の通常国会にも消費税率引き上げ法案の提出を目指すべきとの考え方を示しています。その一方で、消費税増税より歳出削減を先行すべきという自民党幹部の方もいらつしやいます。

増税よりも歳出削減を先行すべきというのは、かねて我々民主党が主張してきたことです。歳出削減について、行政改革や公共事業の大幅カットなど、三年前の前々回の総選挙のマニフェストから掲げ、昨年の総選挙においても、政府の無駄遣いを徹底的になくすことを一番に約束し、具体的な数値目標を入れた歳出削減計画を示しました。我々民主党から見れば、今ごろになって歳出削減

をと言いつつこと自体が遅過ぎるんです。

先日、防衛施設庁の談合事件は、防衛施設庁幹部の逮捕に発展しました。八年前に防衛庁の背任汚職事件が起こった際、今と同じ額賀防衛庁長官のもとで調達実施本部を解体するなどの改革を行ったはずでしたが、その体質は何ら変わっていませんでした。当時の防止策も見せかけにすぎなかったんです。

防衛施設庁の役人が、公益法人などの外郭団体に天下りをして、数年後には関連業界に天下りをする。役人と関連業界がぐるになって談合を繰り返してききました。天下りについて規制強化をしたはずが、全くのしり抜けになっていたんじゃないでしょうか。

我々民主党の予備的調査によつて、三千九百八十七の外郭団体に二万二千九十三人もの役職員が天下り、それらの団体に五兆五千三百九十五億円の補助金などがつぎ込まれていることが明らかにになりました。結局は、国民の税金が食い物にされてきたのです。このような実態を放置している今の政権に、徹底した歳出削減ができることは到底思えません。(拍手)

まともな歳出削減ができないのに消費税増税を先送りするというのは、単に問題を先送りし、財政再建を棚上げするにすぎないと思いますが、御見解をお伺いいたします。

最後に、たばこ増税についてもお伺いします。
この問題は、直接、格差社会とリンクはしていませんが、小泉総理の税制への考え方を如実にあらわしているものと受けとめています。たばこ増税は年末の税制改正の土壇場で盛り込まれました。これは、総理の国債三十兆円枠と公明党の児童

手当拡充の双方を両立させるための苦肉の策であり、その結果、何の理念も理屈もなく、取りやすいところから取るという発想のもとで、喫煙者に負担を押しつけることになったのではないのでしょうか。たばこ増税の目的は何か、増税幅はどのような理由で決まったのか、明快な答弁を求めます。

本改正法案における抜本的見直しというのは全くの偽装であつて、直ちに構造計算をやり直し、再提出すべきと考えています。

最後になりましたが、我々民主党は、今国会において、小泉改革が影を生み出した原因を徹底的に明らかにするとともに、格差社会を是正し、ぬくもりのある社会を実現するための本物の改革案を打ち出していくことをお誓い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇)

○国務大臣(谷垣禎一君) 田村議員にお答えいたします。

最初に、人的控除の見直しや定率減税の廃止についてのお尋ねがございました。

近年の税制改正における諸控除の見直しは、経済社会の構造変化により生じている税制のゆがみを是正して、税負担を広く公平に分ち合うという観点から、配偶者特別控除、老年者控除、公的年金等控除について所要の見直しを行ったものであります。

定率減税については、平成十一年に景気対策として導入された税負担の軽減措置について、現在の経済状況が導入時に比べ改善していること等を踏まえ廃止することとしたものであり、適切な措置と考えております。

なお、社会保障制度につきましては、将来にわたり制度を持続可能なものとするため改革に取り組んできたところであります。また、厳しい財政事情のもと、これらの税制の見直しに関連して、基礎年金の国庫負担割合を着実に引き上げるとともに、少子化対策の拡充を図ったところであります。

それから次に、税制の抜本的見直しに関連して御質問がございました。

近年の税制改正におきましては、個人所得課税の基本的な枠組みである人的控除や税率構造の見直しを行ってまいりましたことから、負担軽減法における抜本的な見直しが行われてきているものと考えております。

なお、歳入歳入一体改革の一環としての税制の抜本的改革につきましては、経済の状況や財政、年金問題などさまざまな連立方程式を頭に入れながら、消費税のみならず、税制全体の改革について国民的な議論を行っていく必要があると考えております。

それから次に、基礎年金の国庫負担をどうするかというお尋ねがございました。

年金制度については、一昨年、長期的な給付と負担の均衡を確保して、持続可能なものとするための重要な改革が行われたものと認識しております。

基礎年金の国庫負担については、平成十六年金改正法の附則におきまして、平成十七年度及び平成十八年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げることとされたところであります。

この規定に基づいて、平成十八年度においては、定率減税の縮減、廃止を踏まえ、三分の一に千分の二十五を加えた率にまで引き上げることとしたところであります。

なお、定率減税の廃止は、経済状況の改善等を踏まえ、景気対策としての暫定的な税負担の軽減措置をもとに戻すものでございまして、サラリーマンに限らず、自営業者を含めたすべての納税者を対象とするものでありますことから、基礎年金国庫負担割合引き上げに必要な財源負担をサラリーマンに押しつけたものの指摘は当たらないと考えております。

それから、消費税率の引き上げについてのお尋ねでございますが、財政再建に向けた取り組みとしては、まず徹底した歳出削減に取り組むことが必要でございまして、平成十八年度予算編成に当たりまして、一般歳出の水準を前年度以下にするなど、新規国債発行額を三十兆円以下に抑えるなど、歳出改革路線を一段と強化したところであります。

他方で、GDP比で一五〇％を超える債務残高、金利が上昇した場合の利払い費の増加や基礎年金の国庫負担割合の引き上げに加え、高齢化のもとでの社会保障費の増加圧力等を踏まえれば、歳出削減だけで財政再建が困難なことは明らかでございます。

政府としては、歳入歳入一体改革について、本年六月を目途に選択肢及び改革工程を明らかにすることとしております。税制の抜本的改革についても、その一環として、国民的な議論を深めてまいりたいと考えております。

お尋ねでございますが、たばこ税については、現下の極めて厳しい財政事情にかんがみ、国債発行を極力圧縮するための歳入増収面における取り組みの一環として、その税率を見直すこととしたものでございます。

税率の引き上げ幅は、小売価格に占める税負担割合、消費動向、財政事情などを総合的に勘案したものでございます。

（拍手）

（国務大臣与謝野馨君） 平成十七年度予算・税制に係る合意の理念についてお尋ねがありまして。

平成十七年度予算・税制に係る合意は、平成十七年度税制改正における定率減税の見直しによる初年度の増収分について、一つ、地方交付税率相当分、一つ、特別障害者給付金支給法等による必要相当額を控除した金額を基礎年金国庫負担額に加算することとしたものであります。

これは、持続可能で安心な年金制度を構築するとの観点から、当時、与党間での真摯な議論を踏まえ、基礎年金国庫負担割合の引き上げに当たって必要な税制上の措置を明らかにしたものであります。（拍手）

（国務大臣竹中平蔵君登壇）

○国務大臣（竹中平蔵君） 田村議員から一問、今回の三位一体改革では地方の裁量が広がらないのではないかとお尋ねがございました。

まず、今回の三位一体改革であります、四兆円を上回る国庫補助負担金を改革し、約三兆円の国庫負担の削減移譲を行います。このような税源移譲は、言うまでもなく初めてのことであり

まして、地方からも、画期的であり、今後の地方分権を進める上で大きな前進であるという評価をいただいているところでございます。

一部に補助率引き下げが含まれておりまして、それだけでは地方の自由度は高まらないという指摘も承知しております。しかし、その一方で、例えば公立保育所運営費でありますとか、学校、社会福祉施設の施設整備費等の一般財源化によりまして、地方みずからの創意工夫と責任で政策を決められる幅は着実に拡大しております。三兆円の税源移譲の実現による地方の自主財源の強化とあわせて、今回の改革全体として地方分権の進展に資するものであるというふうに考えております。

言うまでもなく、地方分権に向けた改革に終わりはありません。平成十八年度までの改革の成果を踏まえつつ、地方団体の意見も聞きながら、さらに地方分権を推進し、真に地方の自立と責任を確立するために努力をしてまいります。（拍手）

○議長（河野洋平君） 三谷光男君。

（三谷光男君登壇）

○三谷光男君 民主党の三谷光男です。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしますし、ただいま議題となりました平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について質問をいたします。（拍手）

平成十八年度予算は、小泉総理にとって最後の当初予算となり、五回目の予算編成となりました。しかし、その中身を見る限り、小泉総理は何を目指して政権を運営してこられたのか、将来に何を残そうとされているのか、全く不明です。表

向きは、一般会計総額で前年度に比べ三%、二・五兆円減の緊縮型になっていますが、その内実たるや、地方への補助金、地方交付税交付金のカットが中心であり、税金の無駄遣いの正を望む国民の願いとはほど遠いものがあります。

平成十八年度予算では、総理が就任直後から掲げた国債発行三十兆円枠を初めて実現することになりましたが、これは定率減税の廃止を初めとする国民への負担の押しつけによって得られた税収と、特別会計の積立金、剰余金の繰り入れといった、いわばその場しのぎによって実現されたものであり、国民が望む歳出改革の成果ではありません。

小泉総理は、このたびの定率減税廃止や配偶者特別控除の廃止、酒税、たばこ税の引き上げ、年金課税の強化など、取りやすいところから取る、個人への負担に偏った増税を繰り返してきました。また、年金保険料はもとより、医療・介護保険料など社会保険料の引き上げを強行し、国民の負担がふえた総額は既に八兆円にも上つています。

小泉総理は多くの改革を掲げましたが、看板倒れ、骨抜きに終わった道路公団民営化や、地方の裁量がふえない展望なき三位一体のような改革ばかりで、これらを通じた国民生活の改善はなく、国、地方の未来は見えません。負担をふやす、給付を減らすばかりを繰り返す社会保障制度の改悪などは国民の不安を高めるばかりです。

これほど巨額の国民負担増を押しつけてきたにもかかわらず、財政状況は一向に改善をされていません。来年度予算のプライマリーバランスの赤字は約十一兆円と見込まれますが、これは小泉総

理就任前の小淵政権下の平成十二年度予算とほぼ同規模にすぎません。就任以来積み上げられた国債発行額は百七十兆円。世界一の借金王として、将来世代に大きなツケを回した責任をどうお考えになられるのでしょうか。政府の明快な答弁を求めます。(拍手)

個人負担の増大、天文学的な借金に加え、この数年来、国民生活は不安定なものとなり、社会の至るところでさまざまな格差が広がっています。これはまさに小泉改革の影の成果であり、ことしの予算編成でもこれまでの方針が維持されただけだと受けとめております。これまでの財政運営、予算編成について財務大臣はどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。率直な答弁を求めます。

民主党は、我が国の将来像、財政のあり方を示し、小泉政権との基本的な考え方の違いを明確にしていくために、独自の予算案を示しました。民主党案は、これまでの予算に見られる一律シーリングそのものを大胆に改革し、徹底的に無駄をなくす、手厚くすべきところは手厚くする考えをベースに、安全・安心が見える十兆円、地域が見える二十兆円、未来が見える三十兆円という三つの理念に基づいた予算編成を行います。

具体的には、第一に、安全・安心が見える十兆円として、アスベスト総合対策やあかすの路切対策等、建物、乗り物、食べ物、子供の安全を守る事業、奨学金の貸与等、人への投資を行う事業、子ども手当等、チルドレンファーストの理念に基づく事業、障害者の自立支援など、支援の必要な人には確かな支援を行う事業等に重点配分をします。

第二に、地域が見える二十兆円として、税源移譲と一括交付金の創設により、大胆な地方分権を行うとともに、中小企業支援など地域経済の活性化に向けた投資を行います。

第三に、未来が見える三十兆円として、子供や孫に借金をツケ回さないため、国債残高を三十兆円縮小します。

国民や野党の意見を聞いて最終的に予算を成立させるべきであるとは考えており、政府原案を一行たりとも修正しないのではなくて、民主党予算案や公述人の意見も聞いて、国民のために予算をつくりかえていく姿勢を持つべきであると考えますが、財務大臣、いかがでしょうか。

特別会計の改革についてお尋ねします。

民主党は、無駄遣いの温床となつていて特別会計に徹底的にメスを入れていきます。その名の通り、特別な会計を活用することによって既得権を温存しようとする省庁の体質を是正すること。三十一ある特別会計すべてにゼロベースで見直しをかけ、徹底的に無駄遣いを改めていきます。そこにぶら下がる、これまた無駄遣いの温床、官僚の天下り先にもなつていて独立行政法人や指定法人にも大胆にメスを入れていきます。

昨年総選挙の自民党マニフェストでは、非効率な特別会計や特定財源制度について、聖域なく抜本的に見直しと公約をしています。しかし、道路特定財源の見直しだけをとつても、昨年、基本方針針こそまとめたものの、最終的な結論は先送りされました。本年六月に最終結論を得るといってお話ですが、本当でしょうか。また、その中身として、総理は、暫定税率のまま一般財源化を主張しているとの報道がありますが、それは真意なので

でしょうか。

特別会計改革についても、政府の出した答えはあいまいそのものです。政府案では、登記特別会計など三つの特別会計しか一般会計化を明記しておりません。その他ほとんどの特別会計について、一般財源化を検討、廃止を検討、独立行政法人化を検討、検討といった内容ばかりです。これは、問題を先送りし、抜本的な改革をやる意思がないと断じざるを得ません。(拍手)

一方で、政府は、財政融資資金特別会計の準備金の国債整理基金への繰り入れや、外為特会、電源特会等の剰余金の一般会計への繰り入れなど、積立金、剰余金の活用を殊さらに言い立てていますが、実際はまだまだ手ぬるい。石油・エネルギー特会の剰余金を初め、繰り入れを図らなければならぬ積立金、剰余金はまだまだたくさん残っています。

そして、余つたお金は、苦しい財布に戻すか、国民にお返しをするというのは、いわば当たり前の話で、むしろ肝心なことは、それぞれの特別会計において行われてきた無駄遣いをどう改めていくかということですが、中身の無駄遣いには全く手がつけられていないというのが実情です。

小泉内閣は、この特別会計改革、本気でやる意思があるのでしょうか。あるならば、いつまでに、またどのように行おうつもりなのか、財務大臣、そして経済財政諮問会議担当大臣、それぞれから明快な答弁を求めます。(拍手)

最後に、年金事務費の負担特別についてお伺いをします。

年金保険料が社会保険庁の公用車購入費用や宿

舎建設費用に充てられていることに對して、国民から強い批判があつたことは記憶に新しいところであります。しかし、十八年度予算においても、千十四億円もの年金保険料が社会保険庁事務費に流用をされています。

一昨年四月に、総理は、衆議院厚生労働委員会で、年金保険料は基本的に年金に充てる、事務費に充てないという指摘を真摯に受けとめるべきだと、そして、より効率化を図らなければならないと答弁をされ、昨年二月十五日の衆議院本会議において、我が党の平岡議員が答弁と実態との食い違いについてただしたのに対し、総理は、国の財政状況を見ながら年金事務費に保険料を充てることも許されると考えており、平成十七年度においても、国の厳しい財政状況にかんがみ、特例措置を継続すると答弁をされました。

国の財政が厳しいから年金保険料を流用するという考え方は、国民の年金制度への信頼を損なうと同時に、こうした流用を続けること自体、過去になされた答弁での約束のほご以外の何物でもないと考えますが、財務大臣のお考えはいかがでしょう。明快な答弁を求めます。(拍手)

さらに、国民から強い批判のあつた職員宿舍や公用車などの経費は国庫負担としていますが、国庫負担であれば職員宿舍や公用車に金をかけてもいいという話ではありません。

先般、民主党の要請に基づく、公益法人等における国家公務員の天下りと補助金等の交付状況に関する予備的調査の結果が出ました。結果の概要は、天下り先団体三千九百八十七団体、天下り役員数二万二千九百九十三人、天下りの役員数八千八百八十四人、この天下り先団体への補助金等交付

額の総計は、何と五兆五千三百九十五億円です。悪評高い社会保険庁の関係分だけ拾い上げて、団体数百十三団体、天下り役員数七百一人、うち天下り役員数二百九人、天下り先への補助金等交付額の総計は六十六億八千七百万円です。まさに役人天国です。

この実態を見て、国民は社会保険庁事務費の保険料からの流用を許すのでしょうか。豪華な職員宿舍の費用や公用車の使用を税金から使うことを許すのでしょうか。

また総理は、効率的で厳正な予算の執行を図り、国民の信頼を損なうことがないよう努めるとも答弁をされていますが、平成十八年度予算では、前年度よりも八十一億円も保険料からの流用がふえています。なぜでしょうか。効率的で厳正な執行に努めながら、なぜふえなければならないのか、財務大臣、教えてください。

民主党はこれまで、政府の予算案に対し、国民が本心に願う予算づくりのためにさまざまな指摘をしてまいりました。無駄遣いをきちんと是正できる、国民が本心に願う予算を、未来が見える予算をつくることができるのは民主党だということ最後に訴えて、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(財務大臣谷垣禎一君登壇)

○国務大臣(谷垣禎一君) 三谷議員にお答えいたします。

まず、小泉内閣における国債発行額及びこれまでの財政運営、予算編成、さらには社会格差等に関してお尋ねがございました。

近年、国債発行額が多額となつてきている主たる要因は、高齢化の本格的な進展による社会保障関係

費の増加や、あるいは景気の低迷に対応するための減税などであると考えておりまして、三谷議員もよく御承知のところでございます。

しかしながら、これまで小泉内閣においては、景気対策としての財政出動を求める議論もある中で、さらに国債を増発しないで済むよう、簡素で

効率的な政府を目指して徹底した行財政改革を行つてまいりました。そして、財政健全化に向けてまして、公共事業費を約四割削減するなど、十三兆円を上回る歳出改革を断行いたしました。また、税制改正についても、景気状況や経済社会の構造変化に対応して適切な措置を講じてきたところでございます。

さらに、十八年度予算におきましても徹底した無駄の排除に取り組みまして、一般歳出の水準を二年続けて前年度以下にするともに、歳入面からの取り組みも行いました結果、一般会計の基礎的財政収支は三年連続で改善いたしました。それから、民主党が去年の夏のマニフェストで二〇〇八年度予算において実現するとされておりました国債発行額三十兆円未満、これも二年前倒しして実現したところでございます。

しかしながら、膨大な債務を抱えます我が国財政が極めて厳しい状況にありますことは変わりなく、引き続き財政構造改革に対する政府の断固たる取り組み姿勢を示す必要がございます。

このため、政府としては、歳出歳入一体改革について、六月を目途に選択肢及び改革工程を明らかにすることとしておりまして、税制の抜本的改革についても、その一環として国民的な議論を深めてまいりたいと考えております。

なお、社会格差についての御指摘がございま

たが、構造改革を進めるに当たりましては、意欲や能力が最大限に発揮できる、やり直しの可能な社会を築いていくことが重要でございまして、機会の均等が確保されるように留意する必要があると考えております。

それから次に、民主党の予算案や公述人の意見も聞いて予算を成立させるべきだとのお尋ねがございました。

平成十八年度予算は、医療制度改革、三位一体改革などさまざまな改革の成果を反映するとともに、予算執行実績の精査等に基づきまして、歳出全般を厳しく見直すとの考え方に立つて編成したところでございます。

こうした努力によりまして、先ほど申しましたように、一般歳出を二年連続で前年度の水準以下に抑制いたしますとともに、国債発行額を三十兆円を下回る水準とするなど、歳出改革路線を堅持、強化いたしました。

その一方で、政府案には、防災対策や学校の安全対策等、国民生活の安全、安心の確保に関する経費、我が国の発展の基盤となる科学技術振興に関する経費、子育て支援に関する経費など、国民生活において必要不可欠な経費を適切に計上しているところでございます。

政府としては、現在の政府案が最善のものと考えておりますが、政府案については、現在、予算委員会において活発な御議論がなされております。今後、公述人からの御意見もちょうだいした上で、速やかに御審議をいただいて、一日も早い成立を目指すことが必要であると考えております。

なお、民主党予算案につきましては、具体的内

容が必ずしも、私ども十分明らかに承知をしておりませんので、評価を行うことは差し控えさせていただきます。それから、道路特定財源の見直しについてお尋ねがございました。

道路特定財源の見直しにつきましては、昨年末に取りまとめられた基本方針におきまして、「現行の税率水準を維持する。」「特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、」「歳出・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得る。」「とされているところであり、今後この基本方針に基づいて見直しを進めてまいります。

それからさらに、特別会計改革についても御議論がございました。

特別会計については、それぞれの設置趣旨にまでさかのぼってゼロベースで見直しを行って、その結果を行政改革の重要方針に盛り込んだところでございます。具体的には、今後五年を目途に、特別会計の数を現行の二分の一から三分の一程度に大幅に削減し、明治二十三年の制度発足以来最少とするとともに、今後五年間において合計約二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指すこととしております。

その第一歩として、十八年度予算におきましては、歳入面において財政健全化に資するため、合計十三兆八千億円の積立金、剰余金を活用するほか、歳出面におきましても、特殊法人等への財政支出を千九百九十九億円削減するなど、着実に成果を出しているところでございます。

政府としては、改革案に沿って、十八年度予算を第一歩として着実に改革を推進してまいります。

次に、年金事務費の負担の特例措置について、その考え方と保険料負担の増加要因についてお尋ねがございました。

年金事務費の費用負担については、雇用保険等では保険料を事務費に充てていること、それから、年金事務費は年金給付に要するコストであることから、給付と負担の関係を明確化する観点から保険料で負担すべきとの考え方もあること、こういったこと等にかんがみまして、厳しい財政状況を踏まえて、年金事務費に保険料を充てることとしたところでございます。

また、年金事務費の国庫負担と保険料負担の区分については、平成十七年度予算において国会等での議論も踏まえて見直したところでございまして、平成十八年度予算においても同様の区分としていくところでございますが、保険料負担は平成十七年度予算に比べ八十一億円増加しております。これは、社会保険オンラインシステムの見直しや、一般の年金制度改正に伴うシステム開発等のためのシステム関係経費が大幅に増加していること等によるものでございます。

いずれにしても、年金事務費については、保険料で賄うにせよ、税金で賄うにせよ、いずれも国民の負担によって賄われるものである以上、無駄遣いは許されたいことは当然でございまして、適切かつ効率的な執行を図ること等によりまして国民の信頼を高めることが重要だと考えております。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇)
○国務大臣与謝野馨君 特別会計についてお尋ねがありました。

特別会計改革につきましては、政府、与党双方において検討が進められ、昨年末に閣議決定された

行政改革の重要方針に、「特別会計改革の方向性」及び「特別会計改革の具体的方針」が盛り込まれたところであり、これに基づき、今後五年を目途に改革を完了するものと承知しております。

経済財政諮問会議におきましては、特別会計改革は重要な課題の一つと認識しており、歳入歳入一体改革の審議の中で、引き続きさらに検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)
○議長(河野洋平君) 石井郁子君。

(石井郁子君登壇)
○石井郁子君 私は、日本共産党を代表して、所得税法等の改正案及び公債発行特例法案について質問します。(拍手)

まず最初に、所得税、住民税の定率減税の廃止についてです。

自民党は、昨年の総選挙の際、「サラリーマン増税」を行うとの政府税調の考え方はとらない」と政権公約に掲げました。にもかかわらず、今回の所得税法等改正案に所得税、住民税の定率減税の全廃を盛り込みました。二年間で三兆四千億円の大増税です。これは、明らかに公約違反ではありませんか。

小泉総理は、定率減税は自営業者なども対象とした減税だからサラリーマン増税ではないと言いますが、こんな詭弁は通用するものではありません。まさか、増税はないと信じた国民が悪いとも言えるのですか。答弁を求めます。

そもそも、所得税、住民税の定率減税は、小淵内閣時代に、経済的危機を打開するための恒久的減税として、法人税の税率引き下げ、所得税最高税率の引き下げとともに実施されました。にもか

かわらず、所得税、住民税の定率減税だけが全廃されることにも国民は大きな疑問を感じていました。

今、大企業は、史上最高と言われる収益を上げています。二〇〇六年三下期、上場企業の経常利益は、三期連続で最高を更新することが確実と言われています。しかし、多くの国民は景気回復を実感できず、所得の低下が続いています。サラリーマン世帯の年収は、一九九七年と比べて八十七万円も減少しているのです。景気回復を理由にするのなら、所得税の最高税率引き下げと法人税の税率引き下げこそが廃止されるべきではないでしょうか。答弁を求めます。(拍手)

第二に、大企業への優遇税制の問題です。大企業に対しては、恒久的減税だけでなく、連結納税制度の導入や研究開発減税などの減税を行ってきました。本法案は、国際競争力を理由に、研究開発減税を継続し、情報基盤強化のために新たな減税を創設するなど、大企業減税を温存しています。小泉内閣は、国民には自己責任を求めますが、大企業には求めようとしません。史上最高の収益を上げ、潤沢な資本を持つ企業にとって、研究開発や設備投資は、まさに自己責任でやるべきことではないでしょうか。

さらに、研究開発減税は、毎年多額の研究開発を行う大企業に、最大二〇％もの法人税を軽減するものです。このような一部の企業への減税の大盤振舞いが、果たして多くの日本企業の研究開発や情報基盤強化の投資につながるのでしょうか。

小泉総理は、税制改正は増減税だけを見るのではなく、持続的な経済の活性化を考えなければなら

らないと言います。しかし、企業減税はそもそも赤字法人には適用されません。莫大な利益を上げている企業だけが優遇されることになるのです。これでは、経済活性化ではなく、富める企業の活性化策ではありませんか。大臣の答弁を求めます。

第三に、小泉内閣の税制改革についてお聞きします。

小泉内閣は、二〇〇二年の骨太の方針で、あるべき税制を打ち出しました。しかし、この間進められてきた税制改革は、配偶者特別控除の縮小や高齢者向け控除の縮小など、庶民への負担をふやし続けるものでした。小泉内閣五年間の庶民増税の結果、ことしで年間約三兆五千億円もの増税になります。結局、あるべき税制とは、庶民増税、大企業減税を目指すものではありませんか。

今国会、格差社会、所得の格差が重要な焦点となっています。生活保護世帯は六十三万から百三万世帯に増大し、教育扶助、就学援助を受けている児童生徒は十年前の六・六%から一二・八%にふえているのです。所得の格差を縮小する役割を果たしているのが社会保障と税制です。大臣は、現在の税制による所得再分配機能は十分機能していると考えているのでしょうか。小泉内閣が進める税制改革とは、所得の格差を一層拡大するものではないませんか。答弁を求めます。

第四に、消費税の問題です。

財務大臣は、六月をめどにまとめる歳入歳入一体改革で、消費税について、二〇〇七年の通常国会に法案を出せるようにするのが一つの目標、たろうなどと、事あるたびに消費税増税に強い意欲を示しています。そもそも消費税は、低所得者にず

しりと重い逆進性の強い税であり、再分配機能にマイナスの影響を持つ税制です。この消費税を増税すれば、所得格差はますます広がるではありませんか。見解を求めます。

また、少なくとも中小零細業者が消費税を転嫁できず、身銭を切っています。本日、改正消費税による個人事業者の最初の確定申告が始まりました。消費税の免税点を売り上げ一千万円に引き下げたことにより、消費税を納められず廃業する業者が多く出ることが懸念されています。財務省は、この問題について調査したのでしょうか。転嫁できない業者はどのようにすればいいと考えているのか、答弁を求めます。

最後に、公債発行特例法について質問します。小泉内閣は、二〇〇六年度予算において国債発行を三十兆円以内に抑えたことを自賛していますが、これは、定率減税の廃止や医療改善、地方交付税の削減など、国民と地方自治体に負担をかぶせた結果にすぎません。小泉内閣が在任中の五年間に発行した新規財源債は、総額百七十一兆円にも及びます。

本日、神戸空港が開港しますが、日本共産党は、無駄と浪費の大型公共事業や大企業、大金持ちへの減税が、財政悪化の重要な原因になったと考えます。財政再建には、歳出の浪費に抜本的にメスを入れ、大企業の優遇税制を見直し、税財政のゆがみを改めることが必要ではありませんか。以上、財務大臣の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣谷垣 一 君登壇〕

○国務大臣(谷垣 一 君) 石井議員にお答えいたします。

まず、定率減税の廃止についてでございますが、定率減税の廃止は、経済状況の改善等を踏まえまして、景気対策としての暫定的な税負担の軽減措置をもとに戻すものでございまして、サラリーマンに限らず、自営業者を含めたすべての納税者を対象とするものでございますから、いわゆるサラリーマン増税とは異なりまして、公約違反、または詭弁である、こういった御指摘は見当違いであろうと考えております。

それから次に、所得税の最高税率と法人税率の引き下げについてのお尋ねがございました。

平成十一年度の税制改正において実施されました個人所得課税の最高税率及び法人課税の実効税率の引き下げにつきましては、勤労意欲に対する配慮あるいは国際化の進展といった経済社会の構造変化への対応として、抜本的な税制改革の一部先取りする形で実施されたものでございまして、単純な景気対策である定率減税とは位置づけが異なるものでございます。

したがって、定率減税を廃止するならば、これらの税率の引き下げこそ廃止されるべきだという御指摘は当たらないと考えております。

それから、企業関係の税制改正についての御議論でございますが、一般の税制改正法案におきましては、研究開発税制の上乗せ措置やIT投資促進税制を今年度限りで廃止するなど、企業関係の政策税制を大幅に整理することとしておりまして、大企業優遇といった御批判は当たらないと考えております。

他方、本法律案には、中小企業対策、あるいは民間の研究開発の促進、情報システムの安全性向上、こういったことに関するさまざまな政策税制

を盛り込んでおります。こうした施策を通じて、中小企業を含む企業部門が活性化されることは雇用や所得環境の改善にもつながって、経済全体の活性化に資するものと考えているところでございます。

それから、税制改正と格差ということについて御議論がございました。

近年の税制改正におきましては、経済社会の構造変化によって生じているゆがみを是正し、税負担を広く公平に分かち合うという観点から、配偶者特別控除、それから老年者控除、あるいは公的年金等控除について、所要の見直しを行っております。

所得の再分配機能については、税制等の歳入面のみならず、社会保障等の歳出面も含め政策全体としてどのような措置が講じられているかについて総合的に検討する必要があると考えています。

今後の税制改正におきましては、歳出面も含めた政策全体としての所得再分配機能のあり方にも留意しながら、公正で活力ある社会にふさわしい税制の実現に向けて、消費税、所得税、法人税、資産税など税体系全体の改革について、国民的な議論を深めてまいりたいと考えております。

それから、消費税は逆進性があるじゃないかという御指摘でございますが、少子高齢化が進展する中で、持続可能な社会保障制度を確立して国民の将来不安を払拭する、これは極めて重要な課題でございます。消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う税でございますとともに、社会保障を初めとする公的サービスを安定的に支える歳入構造をつくっていく上で極めて重要な税であると考えております。

所得再分配の問題は、先ほども申しましたが、消費税だけではなく、所得税を初めとする税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体のあり方を議論する中で、幅広く議論していかなければならないと考えております。

それから、中小事業者の消費税の転嫁等の問題についてお尋ねがございました。

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める税の性格から、価格への転嫁を通じて最終的には消費者に負担をお願いする税でございますが、こういう税の性格を踏まえまして、消費税の正しい転嫁のあり方についての認識が事業者及び消費者の間により一層浸透するように、広報、相談、指導を行ってきたところでございます。

消費税の事業者免税点の引き下げは、消費税に対する国民の信頼性や制度の透明性を向上させるという観点から実施したものでございまして、円滑かつ適正な価格への転嫁が行われるよう、引き続き、関係省庁と協調しながら、広報、相談、指導に努めてまいりたいと考えております。

それから、最後に、財政再建のために税財政のゆがみを是正すべきではないかというお尋ねがございました。

財政健全化に向けて、まずは徹底した無駄の排除が必要であるという認識のもとに、これまで小泉内閣では、公共事業費を約四割削減する等、十三兆円を上回る歳出改革を断行してまいりました。また、先ほども申し上げたところでありますが、十八年度予算におきましても、一般歳出の水準を前年度以下にするとともに、新規国債発行額を三十兆円以下に抑えるといった歳出改革路線を一段と強化したところでございます。

また、税制面では、景気状況や経済社会の構造変化に対応して適切な措置を講じてまいりました。十八年度の税制改正におきましても、経済状況の改善等を踏まえまして、個人及び企業に対する減税措置を大幅に整理する一方で、中小企業関係税制を拡充するなど、適切な措置を講ずることとしております。

今後、持続的な経済活性化を実現していく上で財政がその足かせとならないようにするためには、引き続き財政構造改革に対しまして政府の断固たる取り組み姿勢を示す必要がございます。本年六月に示す歳入歳出一体改革の選択肢などの取りまとめに向けて、精力的に議論を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十四分散会

出席國務大臣

総務大臣	竹中 平蔵君
財務大臣	谷垣 禎一君
國務大臣	与謝野 馨君
出席副大臣	
財務副大臣	竹本 直一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

一、去る十日、川村参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員櫻井新君、同真鍋賢二君、同浜四津敏子君及び同予備員山崎力君、同草川昭三君、同魚住裕一郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、保坂三蔵君を第一順位とし、林芳正君を第二順位とし、山口那津男君を第四順位とし、第二順位の大江康弘君を第三順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

山東 昭子君	若林 正俊君
草川 昭三君	
同 予備員	
保坂 三蔵君	林 芳正君
山口那津男君	

一、去る十日、川村参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員浅野勝人君、同泉信也君、同田浦直君、同荒木清寛君及び同予備員大野つや子君、同加納時男君、同木庭健太郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、木村仁君を第一順位とし、佐藤昭郎君を第二順位とし、脇雅史君を第三順位とし、第三順位の

樺葉賀津也君を第四順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	魚住裕一郎君
同 予備員	
木村 仁君	佐藤 昭郎君
脇 雅史君	

(報告書受領)

一、去る十日、内閣を経由して総務大臣竹中平蔵君から、次の報告書を受領した。

放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成十六年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書

(要求書受領)

一、去る九日、内閣から、国家公安委員会委員に葛西敬之君を任命したので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九日、内閣から、原子力安全委員会委員に中桐滋君、久住静代君及び東邦夫君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九日、内閣から、国地方係争処理委員会委員に増井和男君、長谷部恭男君、高木佳子君、大橋洋一君及び岩崎美紀子君を任命したので、地方自治法第二百五十條の九第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に須田美矢子君を任命したので、日本

銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九日、内閣から、宇宙開発委員会委員に松尾弘毅君を任命したので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九日、内閣から、中央社会保険医療協会委員に土田武史君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る九日、内閣から、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る九日、本院は、国家公安委員会委員に葛西敬之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、原子力安全委員会委員に中桐滋君、久住静代君及び東邦夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、国地方係争処理委員会委員に増井和男君、長谷部恭男君、高木佳子君、大橋洋一君及び岩崎美紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に須田美矢子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、宇宙開発委員会委員に松尾弘毅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に土田武史君を任命することに同意した旨

内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る十四日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 倉田 雅年君 (理事三原朝彦君去る平成十七年十一月一日委員辞任につきその補欠)

理事 松島みどり君 (理事吉野正芳君去る平成十七年十一月二日委員辞任につきその補欠)

理事 棚橋 泰文君 (理事田村憲久君去る平成十七年十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 西川 公也君 (理事平沢勝榮君去る十四日理事辞任につきその補欠)

一、昨十五日、経済産業委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 今井 宏君 (理事櫻田義孝君去る平成十七年十一月二日委員辞任につきその補欠)

理事 増原 義剛君 (理事平井たけや君去る平成十七年十一月二日委員辞任につきその補欠)

理事 平田 耕一君 (理事河村建夫君去る平成十七年十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 吉川 貴盛君 (理事松島みどり君昨十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

西村 康稔君 大塚 拓君
荒井 聰君 津村 啓介君
大塚 拓君 西村 康稔君
津村 啓介君 荒井 聰君

予算委員

補欠

亀井 善之君 福田 峰之君
河井 克行君 西銘恒三郎君
河村 建夫君 松本 洋平君
齊藤斗志二君 広津 素子君
笹川 堯君 藤井 勇治君
野田 毅君 菅原 一秀君
町村 信孝君 北村 茂男君
山本 幸三君 土屋 正忠君
加藤 公一君 近藤 洋介君
高山 智司君 松本 大輔君
原口 一博君 松木 謙公君
馬淵 澄夫君 長島 昭久君
坂口 力君 谷口 隆義君
榎屋 敬悟君 谷口 和史君
菅原 一秀君 清水清一朗君
松本 大輔君 神風 英男君
松本 大輔君 津村 啓介君
北村 茂男君 町村 信孝君
清水清一朗君 野田 毅君
土屋 正忠君 山本 幸三君
西銘恒三郎君 河井 克行君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

白井日出男君 藤田 幹雄君
亀井 善之君 大前 繁雄君
河村 建夫君 井脇ノブ子君
笹川 堯君 越智 隆雄君
二田 孝治君 藤井 勇治君
町村 信孝君 岡部 英明君
山本 公一君 坂井 学君
山本 有二君 丹羽 秀樹君
小川 淳也君 末松 義規君
榎屋 敬悟君 伊藤 渉君
佐々木憲昭君 塩川 鉄也君
越智 隆雄君 川条 志嘉君
大前 繁雄君 小川 友一君
岡部 英明君 西本 勝子君
丹羽 秀樹君 近江屋信広君
藤井 勇治君 西 博義君
伊藤 渉君 河村 建夫君
井脇ノブ子君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

小川 友一君	町村 信孝君
近江屋信広君	二田 孝治君
川条 志嘉君	笹川 堯君
佐藤ゆかり君	亀井 善之君
坂井 学君	山本 公一君
西本 勝子君	山本 有二郎君
藤田 幹雄君	白井日出男君
末松 義規君	小川 淳也君
西 博義君	榎屋 敬悟君
塩川 鉄也君	佐々木憲昭君
白井日出男君	藤田 幹雄君
亀井 善之君	広津 素子君
河井 克行君	盛山 正仁君
斉藤斗志二君	福岡 資麿君
笹川 堯君	鈴木 馨祐君
高市 早苗君	鍵田忠兵衛君
野田 毅君	中森ふくよ君
二田 孝治君	藤井 勇治君
町村 信孝君	松本 文明君
三原 朝彦君	杉田 元司君
山本 公一君	土井 真樹君
山本 有二郎君	丹羽 秀樹君
大串 博志君	永田 寿康君
笹木 竜三君	鷲尾英一郎君
坂口 力君	福島 豊君
佐々木憲昭君	石井 郁子君
阿部 知子君	保坂 展人君
鈴木 馨祐君	浮島 敏男君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

土井 真樹君	馬渡 龍治君
中森ふくよ君	牧原 秀樹君
広津 素子君	篠田 陽介君
鷲尾英一郎君	田島 一成君
浮島 敏男君	福田 峰之君
馬渡 龍治君	安井潤一郎君
牧原 秀樹君	松本 洋平君
福田 峰之君	矢野 隆司君
鍵田忠兵衛君	高市 早苗君
篠田 陽介君	亀井 善之君
杉田 元司君	三原 朝彦君
丹羽 秀樹君	山本 有二郎君
福岡 資麿君	斉藤斗志二君
藤井 勇治君	二田 孝治君
藤田 幹雄君	白井日出男君
松本 文明君	町村 信孝君
松本 洋平君	野田 毅君
盛山 正仁君	河井 克行君
矢野 隆司君	笹川 堯君
安井潤一郎君	山本 公一君
田島 一成君	笹木 竜三君
永田 寿康君	大串 博志君
福島 豊君	坂口 力君
石井 郁子君	佐々木憲昭君
保坂 展人君	阿部 知子君
北神 圭朗君	鷲尾英一郎君
細川 律夫君	三谷 光男君
保坂 展人君	辻元 清美君

財務金融委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

三谷 光男君	細川 律夫君
鷲尾英一郎君	北神 圭朗君
辻元 清美君	保坂 展人君
塩谷 立君	小川 友一君
白井日出男君	丹羽 秀樹君
尾身 幸次君	中森ふくよ君
亀井 善之君	安次富 修君
笹川 堯君	新井 悦二君
園田 博之君	小里 泰弘君
高市 早苗君	井脇ノブ子君
渡海紀三朗君	長島 忠美君
町村 信孝君	岡部 英明君
山本 公一君	原田 令嗣君
山本 幸三君	寺田 稔君
山本 有二郎君	江渡 聡徳君
小川 淳也君	長島 昭久君
笹木 竜三君	石関 貴史君
高山 智司君	三日月大造君
原口 一博君	三谷 光男君
坂口 力君	田端 正広君
佐々木憲昭君	笠井 亮君
阿部 知子君	照屋 寛徳君
安次富 修君	富岡 勉君
新井 悦二君	遠藤 宣彦君
井脇ノブ子君	川条 志嘉君
江渡 聡徳君	北川 知克君
岡部 英明君	小川 友一君
中森ふくよ君	木挽 司君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

丹羽 秀樹君	西本 勝子君
原田 令嗣君	大塚 高司君
三日月大造君	永田 寿康君
三谷 光男君	村井 宗明君
遠藤 宣彦君	近藤三津枝君
木挽 司君	亀岡 偉民君
富岡 勉君	篠田 陽介君
永田 寿康君	寺田 学君
小川 友一君	町村 信孝君
小里 泰弘君	園田 博之君
大塚 高司君	山本 公一君
亀岡 偉民君	尾身 幸次君
川条 志嘉君	高市 早苗君
北川 知克君	山本 有二郎君
近藤三津枝君	笹川 堯君
篠田 陽介君	亀井 善之君
寺田 稔君	山本 幸三君
長島 忠美君	渡海紀三朗君
西本 勝子君	白井日出男君
石関 貴史君	笹木 竜三君
寺田 学君	高山 智司君
長島 昭久君	小川 淳也君
村井 宗明君	原口 一博君
田端 正広君	坂口 力君
笠井 亮君	佐々木憲昭君
照屋 寛徳君	阿部 知子君
木原 誠二君	山本ともひろ君
山本ともひろ君	木原 誠二君

厚生労働委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

三井 辨雄君	仲野 博子君	白井日出男君	蘭浦健太郎君
村井 宗明君	長安 豊君	大野 功統君	富岡 勉君
柚木 道義君	荒井 聰君	亀井 善之君	平 将明君
荒井 聰君	柚木 道義君	河村 建夫君	山本ともひろ君
仲野 博子君	三井 辨雄君	斉藤斗志二君	橋本 岳君
長安 豊君	村井 宗明君	笹川 堯君	西川 公也君
		高市 早苗君	亀岡 偉民君
		渡海紀三朗君	丹羽 秀樹君
		根本 匠君	林 潤君
		野田 毅君	安次富 修君
		町村 信孝君	清水鴻一郎君
		山本 公一君	長崎幸太郎君
		山本 有二君	西本 勝子君
		小川 淳也君	篠原 孝君
		大串 博志君	川内 博史君
		笹木 竜三君	市村浩一郎君
		高山 智司君	田島 一成君
		原口 一博君	鈴木 克昌君
		伴野 豊君	小宮山泰子君
		古川 元久君	岡本 充功君
		馬淵 澄夫君	神風 英男君

坂口 力君	西 博義君	鈴木 克昌君	神風 英男君
佐々木憲昭君	高橋千鶴子君	西 博義君	安次富 修君
阿部 知子君	菅野 哲雄君	亀岡 偉民君	蘭浦健太郎君
清水鴻一郎君	福田 良彦君	土井 真樹君	富岡 勉君
平 将明君	広津 素子君	長崎幸太郎君	丹羽 秀樹君
西川 公也君	土井 真樹君	西本 勝子君	橋本 岳君
市村浩一郎君	逢坂 誠二君	林 潤君	広津 素子君
篠原 孝君	山田 正彦君	森本 哲生君	松木 謙公君
神風 英男君	森本 哲生君	谷口 和史君	野田 毅君
鈴木 克昌君	小川 淳也君	高市 早苗君	白井日出男君
安次富 修君	笹川 堯君	大野 功統君	山本 公一君
蘭浦健太郎君	渡海紀三朗君	山本 有二君	斉藤斗志二君
土井 真樹君	根本 匠君	亀井 善之君	町村 信孝君
富岡 勉君	河村 建夫君	笹木 竜三君	古川 元久君
丹羽 秀樹君	大串 博志君	伴野 豊君	高山 智司君
西本 勝子君	原口 一博君	馬淵 澄夫君	山田 正彦君
橋本 岳君	小川 淳也君		

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

谷口 和史君	坂口 力君	黄川田 徹君	横山 北斗君
高橋千鶴子君	佐々木憲昭君	森本 哲生君	佐々木隆博君
菅野 哲雄君	阿部 知子君	佐々木隆博君	森本 哲生君
		横山 北斗君	黄川田 徹君

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

泉 健太君	森本 哲生君	横山 北斗君	田名部匡代君
横山 北斗君	田名部匡代君	横山 北斗君	泉 健太君
田名部匡代君	森本 哲生君	泉 健太君	

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案
国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

(議案受領)

一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
法の適用に関する通則法案

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(調査要求承認)

一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十八年二月十四日

法務委員長 石原 伸晃

衆議院議長 河野 洋平殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十五日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、内閣の重要政策に関する事項

二、栄典及び公式制度に関する事項

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

事項

四、国民生活の安定及び向上に関する事項
五、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十八年二月十五日

内閣委員長 佐藤 剛男

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、調査の目的

六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の方法

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十八年二月十五日

経済産業委員長 石田 祝稔

衆議院議長 河野 洋平殿

(予備的調査報告書写し受領)

一、去る十日、文部科学委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査(前田雄吉君外四十四名提出、平成十七年衆予調第三号)についての報告書

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省の对中国広報活動に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

海外からの高校留学生に関する質問主意書(市村浩一郎君提出)

米軍横田空域の返還に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

一九七一年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省におけるセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方四島の管轄権に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

赤いＴシャツを賞品とする川口賞に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する再質問主意書(滝実君提出)

裏金組織「ルール委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人(外務省欧州局長)の国会答弁の齟齬に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九五六年の日ソ共同宣言などに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍機訓練の航空自衛隊百里基地への移転に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)

外務省参与に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九四六年十一月に外務省が連合軍総司令部に提出した北方領土問題についての調書に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

千島列島の範囲に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

耐震偽装問題に関連した産業再生機構の業務に関する質問主意書(馬淵澄夫君提出)

耐震強度偽装事件に関する質問主意書(江田憲司君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の子
女教育手当に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出平成十六年七月十八
日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対
ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する質問
に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出「天皇の靖国参拝」に
関する質問に対する答弁書
衆議院議員末松義規君提出戦後に伴う諸問題に
関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出諜報活動の定義に関
する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出国民の知る権利等に
関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル
委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人(外務
省欧州局長)の国会答弁の齟齬に関する再質問
に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年一月三十
一日の記者会見におけるブーチン露大統領の北
方領土問題に係る発言に関する質問に対する答
弁書
衆議院議員赤嶺政賢君提出配偶者からの暴力
(DV)による被害者の自立支援に関する質問に
対する答弁書
衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害
者への公的支援策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関す
る質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出小泉内閣の『ジェン
ダー・フリー』及び女性学についての認識に関
する質問に対する答弁書

衆議院議員鉢呂吉雄君提出北海道警察における
国費及び北海道費の不正経理問題に関する質問
に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九五六年の日ソ国
交回復交渉に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の管轄権に
関する質問に対する答弁書

平成十八年一月三十一日提出
質 問 第 三 〇 号

外務省在外職員の子女教育手当に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員の子女教育手当に関する質
問 主意書

一 外務省在外職員に対する子女教育手当の受給
基準はどうか。

二 子女の授業料等の教育手当が子女教育手当を
上回る場合、手当を加算支給される制度はある
か。支給の上限額はどうか。

三 平成十四年度、十五年度に子女教育手当を受
けた職員の数並びに該当する子女の人数如
何。

また年度ごとの支出総額如何。

四 外務省在外職員の子女教育手当に対する課税
はなされているか。

五 外務省の国内職員に対して子女に対する手当
が支給される制度があるか。あるならばその内
容はどのようなものか。また、その手当に対し
て課税はなされているか。

六 民間との比較並びに社会通念上、外務省在外
職員の子女教育手当は妥当と考えるか。
右質問する。

内閣衆質一六四第三〇号
平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の子
女教育手当に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員
の子女教育手当に関する質問に対する答弁
書

一及び二について

外務省在外職員の子女教育手当(以下「子女教
育手当」という。)は、在外公館の名称及び位置
並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に
関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第六
条第五項に規定する年少子女(以下「子女」とい
う。)が海外で学校教育等を受けるのに必要な経

費に充当するために支給され、その月額は子女
一人につき一万八千円である。

ただし、子女が学校教育を受けるのに必要な
授業料等の額が月額一万八千円を上回る場合
は、在外公館の所在する地において在外職員の
子女が就学可能で最も低廉と認められる学校の
授業料等の額に基づき、子女教育手当の月額に
ついて一定の加算を行っている。加算額の上限
は、小中学校課程では月額七万二千元、高等学
校課程では月額六万三千元である。

三について

お尋ねの人数については、改めて詳細な調査
を要するため、お答えすることは困難である。

支出総額については、平成十四年度は約四億
六千五百二十万二千円、平成十五年度は約五億二千
八百二十九万九千円である。

四について

子女教育手当を含む勤手当は、所得税法
(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第七
号の規定により、課税の対象とならない。

五について

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十
五年法律第九十五号)及び児童手当法(昭和四十
六年法律第七十三号)の支給要件に該当する場
合には、これらの法律の規定により、それぞれ
扶養手当及び児童手当が支給される。

扶養手当に対しては、所得税が課税されてお
り、児童手当に対しては、児童手当法第十六条
により所得税は課税されない。

六について

子女教育手当は、子女を有する在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するものであり、民間との比較及び社会通念上、妥当と考えている。

平成十八年一月三十一日提出
質 問 第 三 一 号

平成十六年七月十八日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成十六年七月十八日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する質問主意書

一 平成十七年十一月四日付内閣答弁書（内閣衆質一六三第三二一）において、「平成十六年七月十八日付朝日新聞朝刊は、「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』が明らかにになった」と報じているが、政府がかかる文書を作成した事実はあるか」との質問に対し、政府は、お尋ねの文書を政府が作成したという事実はない」と述べているが、それでは当該報道は朝日新聞の虚報もしくは誤報と政府は認識しているか。

二 本件報道に対して、在京ロシア大使館から外務省に対して照会がなされたという事実がある

か。かかる照会に関する記録は外務省に公文書として保管されているか。

三 本件報道に対して、モスクワのロシア外務省から在ロシア連邦日本大使館に対して照会がなされたという事実があるか。かかる照会に関する報告が公電でなされているか。その公電は外務省に保管されているか。

四 当該報道が虚報もしくは誤報であると政府が認識しているならば、外務省は朝日新聞に対して抗議したか。右質問する。

内閣衆質一六四第三二一号
平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成十六年七月十八日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出平成十六年七月十八日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の文書を作成したという事実はなく、外務省としては、御指摘の報道は事実関係を反

映したのではないと認識している。

二及び三について

御指摘の報道に関して、在日本国ロシア連邦大使館から外務省に対して、また、ロシア連邦外務省から在ロシア連邦日本国大使館に対して、それぞれ照会が行われた。これらの照会の記録は、公電として外務省に保管されている。

四について

外務省としては、朝日新聞社に対する抗議は行っていない。

平成十八年一月三十一日提出
質 問 第 三 二 一 号

「天皇の靖国参拝」に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

「天皇の靖国参拝」に関する質問主意書

麻生外務大臣は二〇〇六年一月二八日、小泉首相の靖国神社参拝問題に関連して、「英霊からすると天皇陛下のために万歳と言ったのであって、総理大臣万歳と言った人はゼロだ。だったら天皇の参拝なんだと思うね、それが一番」と発言した。さらに天皇の参拝が「何で出来なくなったか」といえば、公人、私人の、あの話からだ。どうすれば解決するかという話にすれば、答えはいくつか出てくる」と発言した。また「日本の首相が、国内でここに行つてはいけないうと外国から言われるのは通らない。中国が言えと言っただけ行かざるを得ない。たばこを吸うと言われると吸いたくなると同じ」と発言した。

これに対し、小泉首相は一月三十一日、「麻生さん自身の考えだから、とやかく言うことはない」と述べ、天皇の靖国参拝についても「誰に対しても、行けと行けと云うことではない」と述べた。

他方、この麻生発言に対して韓国は反発を強め、一月三〇日、韓国外交交通商省は麻生外務大臣の発言を撤回するよう強く求めた。

小泉首相の靖国神社参拝と一連の発言をめぐって、中国・韓国だけでなくアジア各国、アメリカからも非難や遺憾を示す声があがっており、日本外交は孤立化の危機を迎えている。そんな状況下で、第一六四回国会開会日の二〇〇六年一月二〇日に行われた外交に関する演説で、日本外交の責任者として、「我が国は、韓国及び中国との未来へ向けた友好協力関係を一層強化していきます。これは我が国の揺るぎない基本方針であります」と述べた麻生外務大臣が、さらなる対立を深めるような発言をしたことに対し、政府の対応が急ぎ求められている。

従つて、次の事項について質問する。

一 一九五二年四月二八日から現在まで、政府が把握している天皇の靖国神社参拝の年月日をすべて明らかにされたい。一九七五年一月二二日以降に参拝していないのであれば、その理由についてはどのように承知しているか明らかにされたい。

併せて、一九五二年四月二八日から現在まで、内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した年月日をすべて明らかにされたい(いわゆる公式参拝であると私人としての参拝であることを問わない)。

二 二〇〇五年六月六日付けの岩國哲人衆議院議員の質問主意書に対する同月一四日付けの答弁書の中で、政府は、「昭和天皇の靖国神社への御参拝は、いずれも、私人としてのお立場でなされたものである。国事に関する行為は、憲法に掲げられたものに限られており、神社への御参拝は、これに当たらない」と回答しており、一九七五年一月二日などの参拝について天皇は私人としての立場で参拝したという見解を明らかにしている。小泉首相の「誰に対しても、行けとか行くなとか言うことはしない」という発言は、この政府見解にのっとったものであると考えられる。

しかし、今回の麻生発言が想定している天皇の靖国参拝は、私人としての参拝という考えとは明らかに異なるものである。

政府は、今回の日本外交の責任者である麻生外務大臣の発言と右の政府答弁との関係をどのように考えているかを明らかにされたい。

三 いわゆるA級戦争犯罪人は、極東国際軍事裁判所で有罪判決を受け、国際的に戦争責任があると認められた者であり、我が国も日本国との平和条約第一条において当該裁判を受諾している。

このようなA級戦争犯罪人が合祀されている靖国神社に、「恒久の平和を念願し」、「平和を維持し・・・ようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思」(憲法前文)について「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」(憲法第一条)である天皇が参拝できるようにすべきであるという考えを、「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主體的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」(外務省設置法第三条)外務省の長である外務大臣(同法第二条第二項)が示したのが、今回の麻生発言である。

外務大臣の右のような発言は、憲法、日本国との平和条約、外務省設置法に違反するものと考えられるが、これについて政府はどのような見解であるかを明らかにされたい。

四 天皇は、内閣の助言と承認により国事行為を行うとされている(憲法第七条)が、私人としての行為については憲法上の規定はない。また、天皇が憲法尊重擁護義務を負うことは憲法において明記されている(憲法第九九条)。

理論上は、天皇の私人としての行為と天皇の憲法尊重擁護義務との関係が問題になりうるが、この場合には、国事行為と同じく、天皇の私人としての行為についても内閣が責任を負うのかを明らかにされたい。仮に内閣が負わない

のであれば、天皇の私人としての行為に責任を負うのは誰かを明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六四第三二号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出「天皇の靖国参拝」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出「天皇の靖国参拝」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの期間において天皇が靖国神社に御参拝になった年月日は、昭和二十七年十月十六日、昭和二十九年十月十九日、昭和三十一年四月二十三日、昭和三十四年四月八日、昭和四十年十月十九日、昭和四十四年十月二十日及び昭和五十年十一月二十一日である。

天皇の靖国神社への御参拝については、その時々々の社会情勢など諸般の事情を考慮しながら慎重に検討の上、これまでも宮内庁において対処してきている。

内閣総理大臣の靖国神社への参拝については、昭和六十年八月十五日に中曽根内閣総理大臣(当時)が靖国神社に公式参拝(内閣総理大臣が公的な資格で行う靖国神社への参拝をいう。)したことがある。これ以外に内閣総理大臣が靖

国神社を公式参拝したことはなく、私人としての立場で行われる参拝については、政府として立ち入るべきものではないことから、そのすべてをお答えすることは困難であるが、小泉内閣総理大臣は、平成十三年八月十三日、平成十四年四月二十一日、平成十五年一月十四日、平成十六年一月一日及び平成十七年十月十七日、いずれも一人の国民として靖国神社に参拝したものと承知している。

二について

平成十八年一月二十八日の麻生外務大臣の発言(以下「発言」という。)の趣旨は、今後、隣国のわだかまりもなく、戦争でお亡くなりになった方々を自然に追悼し得るようにするためにはどうすればよいか、との問題提起を行ったものと承知しており、発言は御指摘の答弁とは無関係であると考えられる。

三について

発言の趣旨は、二について述べたとおりの問題提起を行ったものと承知しており、御指摘は当たらないと考える。

四について

天皇の私人としての行為も憲法の趣旨に沿って行われるような必要な配慮を行うことは行政の責任であり、直接には皇室関係の国家事務をつかさどる宮内庁が、最終的には行政全般について責任を負う内閣が、その任に当たっている。

平成十八年二月一日提出
質問 第三 三号

戦後に伴う諸問題に関する質問主意書

提出者 末松 義規

戦後に伴う諸問題に関する質問主意書

第二次世界大戦をどのようにとらえるかという問題は、現代を生きる我々の精神構造に大きく影響するものであり、また、第二次世界大戦に起因する諸問題への対応は、我々の生き方を投影したものである。そのような中、戦後に政府が講じた様々な施策について種々の不平等や不都合な点を見つけることができる。

したがって、次の事項について質問する。

一 総論

政府は、先の戦争の文脈で「遺族」という言葉を使う場合(例…「衆議院議員野田佳彦君提出「戦犯」に対する認識と内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書(平成十七年十月二十五日内閣衆質一六三第二号)」の1の6について)、いかなる者を指しているのか(個別具体的な文脈に応じて意味が異なる)といった内容の答弁は控えられたい。

二 日本遺族会

日本遺族会は、「財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律」に基づき、国有財産たる土地及び建物の貸付を受けた上で、九段会館を営営していると承知している。

① 同貸付の期限はいつまでか。

② (仮に本貸付が期限を定めないのであると仮定する場合)国有財産をそのようなたちで無期限、無償で貸し付けている例が他に
あるか。

③ 「財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律」第二条は、貸与された建物及び土地は基本的に遺族の福祉に資する目的で使用されることが想定されている。

しかし、現在、九段会館では、主として一般国民を対象としているものと思われるレストラン、ホテル、結婚式場等が運営されている。これらの施設の存在は同法第二条のいずれの規定で許容されるのか。また、同法との関係で、九段会館の有する諸施設の従業員の

中に、同法で規定する「遺族」はどの程度いるのか。更には、これらの施設を、同法で規定する「遺族」が利用するのは利用者全体に比して何パーセントか(記録がない場合、概算でも差し支えないのでどの程度「遺族」が利用しているのかを明示願いたい)。

④ 同法では、「遺族」とは「もとの軍人軍属で公務により死亡した者の遺族」を指すものとされている。ここでいう「遺族」とはどのような範囲の者を指すのか。一で回答のあった「遺族」とは乖離があるのか。更に、九段会館は、同法で規定する「遺族」以外の者は対象としていない施設ということを意味するのか。

⑤ 政府から日本遺族会にはどのような補助金が出ているのか、個別具体的に説明願いたい。また、それらの補助金を同会に支出する根拠如何。

⑥ 日本遺族会が運営する昭和館はその目的が「戦没者遺族等が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝える施設」とされているが、同様の目的を有する施設に政府が補助金を支出している例が他にあるか。また、昭和館を実際に訪問したところ、その展示物は多くの戦没者遺族に限定されることなく、当時の国民一般が経験した生活に関するものであった。このような性質の展示等は、本来、特定の者を対象とする団体に国が補助金を出すかたちではなく、国が直接行うべきものであると考えるが政府の見解如何。

三 恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法に基づく給付等、戦傷病者及び戦没者並びにその遺族を対象とした各種給付(なお、以下においては「用語が不明確」といった理由で回答を控えることなく、文脈から理解できる範囲で最大限の回答をお願いしたい)。

① これらの給付(前記に具体的に示した三つの措置以外にも戦傷病者及び戦没者並びにその遺族を対象とした給付がある場合、それらを含む。以下同じ)の対象となる者はそれぞれどのような者か。具体的に提示願いたい。

② これらの給付について、それぞれ全体の平均給付額を提示されたい。また、これらの給付の対象とならない一般の国民が通常受給する基礎年金の平均給付額も併せて提示されたい。また、一般的に、これらの給付の対象となる者が政府から受ける諸給付と、これらの給付の対象でない同世代の一般の国民が政府から受ける諸給付を比較した場合、前者が政府から受ける給付の額の方が高いという理解で差し支えないか。一般論として回答が困難な場合、以下の例において給付の大きな水準を比較されたい(下記の例が十分に具体的なでない、現実には存在しない、又は既に該当し得る者が死亡している等の理由で回答を控えることは避け、概数で差し支えないので具体的な数字を回答されたい)。

(ア) 軍人として十五年勤務し、終戦時の階級が二等兵だった者で、現在九十歳の男性が受ける普通恩給(その他の各種恩給は受けないものとする)。

(イ) 軍人として十五年勤務し、終戦時の階級が二等兵だった者で、現在九十歳の男性が受ける普通恩給(その他の各種恩給は受けないものとする)。

(ウ) 軍属として十五年勤務した者で、現在九十歳の男性が受ける諸給付

(エ) 軍人、軍属でなく、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法等、戦傷病者及び戦没者遺族への各種

給付の対象とならない平均的な九十歳の男性が受ける基礎年金

③ これらの給付の受給者となるための要件は何か。特に、(基礎年金のように)制度への加入等に伴う何らかの納付が受給のために必要か否かという観点から、それぞれ具体的に示されたい。(制度への加入等に伴う何らかの納付が受給の要件とならないものがある場合、)政府から何らかの金銭を受給するために納付を行っていない者が、納付を行った者(空襲で亡くなった民間人の遺族が受給される年金が念頭にあり)よりも多い、又は同水準の給付を受けることができることは平等とは言えないのではないか(なお、回答に際しては「恩給、援護法等と年金は制度設計が違っているので一概に比較できない」といった回答は避け、大所高所の観点から政治的な判断を伺いたい)。更には、政府側からは恩給制度は旧憲法下での軍人恩給制度を事実上引き継いだため、軍人等を優遇する(不平等な)制度が残存しているとの説明を受けているが、現在の恩給法は新憲法下で制定されたものであり、そもそも旧憲法下での軍人恩給を引き継いだこと自体、正当性を有さないのではないか(仮に戦前と戦後の恩給制度のあり方に大きな差異が認められる場合、当該差異について説明されたい)。

④ 恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷

病者特別援護法等、戦傷病者及び戦没者遺族への各種給付措置については、対象者の戦前、戦中の肩書き等によって給付額に差があるか。ある場合、その根拠及び額の算定根拠はどのようなものか。

⑤ 政府は、これらの給付の対象者及び原子爆弾被爆者に対する援護の対象となっていない者以外の戦傷病者及び戦没者並びにその遺族は、政府による戦傷病者及び戦没者遺族への各種給付措置の対象でないと理解して差し支えないか(回答は肯定、否定のいずれかで簡潔に述べられたい)。また、それらの者は、第二次世界大戦中に被った被害、損害等に対して何らかの給付を政府から受けることができるか。

⑥ 恩給について、過去には受給者の数が減っているにもかかわらず受給額が増加している時期がある(昭和四十四年頃から昭和五十八年頃まで)。このような現象の背景にはどのようなことがあるのか。右質問する。

内閣衆質一六四第三三号
平成十八年二月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員末松義規君提出戦後に伴う諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員末松義規君提出戦後に伴う諸問題に関する質問に対する答弁書

一について

「遺族」とは、一般に、死亡した者の配偶者、子、父母その他の親族等を意味すると承知しており、御指摘の文脈でその言葉を用いる場合には、御指摘の文脈でその言葉を指すと思われるが、具体的な遺族の範囲については、その言葉が用いられる文脈や法律によって異なるのである。

例えば、恩給法(大正十二年法律第四十八号)に基づく扶助料を支給する遺族については、同法第七十三条に定められているが、その範囲は、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第二十三条の規定により遺族年金又は遺族給与金を支給する遺族の範囲とは異なっている。

二の①及び②について

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律(昭和二十八年法律第二百号。以下「法」という。)第一条に基づき国と財団法人日本遺族会(以下「遺族会」という。)が締結した無償貸付契約において、無償貸付けの期限は平成二十二年六月五日となっている。

二の③について

御指摘の施設については、法第二条に基づき、元の軍人軍属で公務により死亡した者の遺族に無料又は低額な料金で利用させるための施設であるが、法制定時の昭和二十八年八月七日、参議院厚生委員会において当時の厚生省社会局長が「遺族の利用だけではなくて、一般の人にも貸付けて、それからも収入を得るといようなことも実は考えておるわけでございませう」と答弁しており、施設設置の目的に反しない範囲で当該遺族以外の者にも利用させることは必ずしも否定されるものではないと考えている。

御指摘の施設の従業員に占める法に規定する遺族の数及び当該施設の利用者に占める法に規定する遺族の割合については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

二の④について

一について述べたように、具体的な遺族の範囲はその言葉が用いられる文脈や法律によって異なるところであるが、法に規定する遺族の範囲について法に特に規定はなく、元の軍人軍属で公務により死亡した者の配偶者、子、父母その他の親族等をいうものと考えている。

また、御指摘の施設は、元の軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の福祉を目的とするものであるが、その利用者については二の③について述べたように遺族以外の者に利用させることは必ずしも否定されるものではないと考えている。

二の⑤について

平成十六年度決算においては、遺族会に対し

て、遺骨収集及び慰霊巡拝等事業並びに戦没者遺児による慰霊友好親善事業に関する遺骨収集等派遣費補助金を、約二億千二百万円支出している。遺族会は全国の戦没者遺族の代表的団体であり、遺骨収集事業等に知識、経験を有することから、国が実施する遺骨収集事業等に日本遺族会が参加するに当たり、参加者の旅費等に関する補助金を支出しているものである。

二の⑥について

御指摘の「同様の目的を有する施設」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世代にその労苦を知る機会を提供することを目的とした施設であり、同一の目的を有する他の施設に補助をしていることはない。

なお、昭和館の運営については、昭和館が必要としている資料等を遺族会の会員である遺族から収集できることなどから全国の戦没者遺族の代表的団体である遺族会に運営を委託しているところである。

三の①について

恩給法に基づく恩給(以下「恩給」という。)の支給対象となる者は、一定の要件を満たす同法第十九条に規定する公務員及び恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第十条第一項に規定する旧軍人等である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金等の支給対象となる者は、一定の要件を満たす同法第二条第一項に規定する軍人軍属等である。戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)に基づく特別給付金の支給対象となる者は、一定の要件を満たす同法第二条に規定する戦没者等の妻等である。戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)に基づく特別弔慰金の支給対象となる者は、一定の要件を満たす同法第二条第一項に規定する戦没者等の遺族等である。戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)に基づく特別給付金の支給対象となる者は、一定の要件を満たす同法第三条第一項に規定する戦傷病者等の妻等である。戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)に基づく特別給付金の支給対象となる者は、一定の要件を満たす同法第二条第一項に規定する戦没者の父母等である。戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律第百六十八号)に基づく療養給付等(以下「療養給付等」という。)の支給対象となる者は、一定の要件を満たす同法第二条第一項に規定する戦傷病者等である。

三の②について

恩給の受給者一人当たりの平成十七年三月末における一年当たりの平均受給額は約八十四万二千元、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく

障害年金、遺族年金及び遺族給与金の受給者一人当たりの同月末における一年当たりの平均受給額は約百八十一万四千元、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく特別給付金の受給者一人当たりの同月末における一年当たりの平均受給額は約十九万八千元、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく特別給付金の受給者一人当たりの同月末における一年当たりの平均受給額は約五万二千元、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に基づく特別給付金の受給者一人当たりの同月末における一年当たりの平均受給額は二十万五千元となっている。戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく弔慰金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金については、これらの受給者一人当たりの一年当たりの受給額はそれぞれ約七千円、四万円となっている。

また、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく老齢基礎年金の受給権者一人当たりの平成十七年三月末における平均年金額は、約六十六万二千元となっている。

お尋ねの給付額の比較については、一般的にお答えすることは困難であるが、御指摘の例における平成十七年三月末における一年当たりの受給額については、次のとおりである。

御指摘の(一)に掲げられているケースについて、一定の仮定の下に試算した結果は、約三百万千円となる。

御指摘の(一)に掲げられているケースについて、一定の仮定の下に試算した結果は、約百十三万三千円となる。

御指摘の(二)に掲げられているケースについて、例えば、当該男性が戦争公務等により障害の状態となった場合には戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金が支給されるが、その場合の当該障害年金の受給者一人当たりの平均受給額は、約二百二十一万九千円である。

御指摘の(三)に掲げられているケースについて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条の規定によりなお従前の例によることとされた老齢年金の受給権者一人当たりの平均年金額は、九十歳以上の男子では、約四十四万円である。

三の③について

恩給は、軍人等が相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務による傷病のため退職した場合、又は公務のために死亡した場合に給され、また、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金等、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく特別給付金及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に基づく特別給付金(以下「援護年金等」という。)並びに療養給付等は、軍属等が戦争公務等により障害の状態等となり、又は死亡

した場合に、これらの戦傷病者、戦没者遺族等に対し支給されるものであるが、それらの支給条件に保険料等の納付に係るものはない。

恩給、援護年金等及び療養給付等は、国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった者が戦争公務等により障害の状態等となり、又は死亡した場合に、国が使用者としての立場から支給するものである。一方、国民年金制度等の公的年金制度は、国民全体が連帯し、保険料を拠出し合い、その納付実績に応じて年金額を給付する社会保険方式による年金制度であり、両制度は、制度の趣旨や内容が異なるものであることから、それらの額を単純に比較することは適当ではないと考えている。

旧軍人恩給については、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)により設置された恩給法特例審議会の昭和二十七年十一月の建議において、「国家公務員中、特に軍人にあつては、厳格な服務規律にしばられ、転職の自由なく、しかも、在職中の給与は、単に在職中の生活を維持する程度のもにとどまり、永年公務に従事して老朽となり、また、公務に起因して傷病にかかり、あるいは死亡し、かくて、経済的獲得能力を失つても、在職中の給与は、これを十分補うものとはいひ得ない。よつて、国家は使用者としての立場から、かかる能力の喪失に対しては、これを十分補うべきであり、恩給制度の本旨は、実に、ここにあるものと思われる。」とされ、「す

みやかに相当の恩給を給すべき」とされたことを踏まえ、恩給法の一部を改正する法律に基づき、かつて同じく恩給を給されていた公務員と、恩給の取扱ひの点において、差別しないことを目途としつつ、国家財政の現状を考慮し、予算の許す範囲内において、恩給を給することとしたものであり、正当性を有さないと指摘は当たらない。

三の④について

旧軍人恩給は、恩給法の一部を改正する法律附則第十三条等の規定に基づき、退職時の階級に応じた俸給年額を基に計算することとなつてゐるが、援護年金等及び療養給付等については、軍人の階級等に基づき支給額を計算することにはなつていない。

三の⑤について

恩給、援護年金等及び療養給付等は、三の①についてでお答えした軍人、戦傷病者、戦没者遺族等を対象として支給されるものであり、その他の者には支給されない。お尋ねの「これらの給付の対象者及び原子爆弾被爆者に対する援護の対象となつてゐる者以外の戦傷病者及び戦没者並びにその遺族」及び「第二次世界大戦中に被つた被害、損害等」については、具体的に何を指すのかが明らかでないことから、お答えすることは困難である。

三の⑥について

過去において、受給者数が減少しているにも

かわらず恩給費が増加した背景としては、当時恩給年額の改定の基準となつてゐた公務員給与改定率等が高かつたこと、最低保障額の引上げが行われたこと、寡婦加算制度の導入等の制度改正が行われたこと、若年停止となつてゐた年齢層の者が停止がなくなる年齢に到達したこと等がある。

平成十八年二月一日提出
質 問 第 三 四 号

謀報活動の定義に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

謀報活動の定義に関する質問主意書

一 平成十八年一月三十一日付内閣答弁書(内閣衆質一六四第三号)において、在上海総領事館員の遺書を明らかにすることを差し控える理由について、「謀報活動及びその対応措置」との文言があるが、謀報活動の定義如何。
二 外務省は謀報活動を行つてゐるか。
右質問する。

内閣衆質一六四第三四号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出謀報活動の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出謀報活動の定義に関する質問に対する答弁書

一について

謀報活動とは、秘匿されている情報を入手するために行われる活動を意味するものと承知している。

二について

外務省は、各種の方法により、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第七号に規定する国際情勢に関する情報の収集を行つてゐるが、その内容等について具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

平成十八年二月一日提出
質 問 第 三 五 号

国民の知る権利等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国民の知る権利等に関する質問主意書

一 国民の知る権利に関する政府の基本認識如何。

二 国会の国政調査権に関する政府の基本認識如何。

三 衆議院議長又は衆議院が承認し、内閣に転送された質問主意書に対する答弁を政府は拒否することができるか。答弁拒否の正当事由は何

か。また答弁拒否が国民の知る権利を侵害する危険性について政府はどのような認識をもって
いるか。
右質問する。

内閣衆質一六四第三五号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国民の知る権利等
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国民の知る権利
等に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる国民の知る権利については、憲法に
明文の規定が設けられているものではないが、
憲法第二十一条の保障する表現の自由や、憲法
のよって立つ基盤である民主主義社会の在り方
と結び付いたものとして、十分尊重されるべき
ものであると考えている。

二について

いわゆる国政調査権は、憲法第六十二条に規
定されている国会の権能であり、政府として
は、それが適正に行使され、国会の国政調査活
動が十分その目的を達成できるよう、政府の立
場から許される最大限の協力をすべきものであ
ると考えている。

三について

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十
五条第一項の規定に基づき転送された質問主意
書に対し、内閣は、答弁書を提出するか口頭で
答弁しなければならぬこととされている。な
お、質問の内容によつては、政府として答弁を
差し控える旨の答弁をすることに合理的な理由
がある場合があり、そのような場合には、答弁
を差し控える旨の答弁をすることも許容される
ものと考えている。

平成十八年二月一日提出
質問 第三六号

裏金組織「ループル委員会」に関する内閣答弁
書と政府参考人(外務省欧州局長)の国会答弁
の齟齬に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

裏金組織「ループル委員会」に関する内閣答
弁書と政府参考人(外務省欧州局長)の国会
答弁の齟齬に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年一月二十
三日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月三
十一日付で答弁書を受領した(以下、「前回答弁
書」という。)。しかし、「前回答弁書」では、実質
的な回答がなされていない部分があるので、事実
関係を明確にするために追加質問する。
一 「前回答弁書」においては、「在モスクワ日本

国大使館における裏金問題に関する質問主意書
(平成十七年十月十一日提出質問第一四号)が提
出されて以降、外務省においてお尋ねの調査を
行ったところであり、その調査の結果は、衆議
院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館
における裏金問題に関する質問に対する答弁書
(平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一
四号)及び在モスクワ日本国大使館における裏
金問題に関する再質問に対する答弁書(平成十
七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号)にお
いて答弁している。」とされている。右は、要す
るに、質問主意書が提出されるまでは外務省は
調査を行っていないが、その後、答弁書を
提出するまでの短期間に調査を行ったものと理
解してよい。

二 「在モスクワ日本国大使館における裏金問題
に関する質問主意書(平成十七年十月十一日提
出質問第一四号)」の質問が外務省の担当部局に
到着した日時はいつか。また、外務省のどの部
局で答弁書を起草したか。

三 二の答弁書の起草が終結した日時はいつか。
四 外務省は質問が到着してから答弁書を起草す
るまでの間にどのような調査を行ったか。
五 調査の責任者の官職氏名を明確にされたい。
六 調査はどのような形態で行われたか。書面に
よるものか。聞き取りによるものか。聞き取り
と書面の双方によるものか。調査結果の書類は
外務省に保管されているか。

七 「在モスクワ日本国大使館における裏金問題
に関する質問主意書(平成十七年十月十一日提
出質問第一四号)」においては、「西田恒夫外務
審議官、原田親仁欧州局長、松田邦紀ロシア課
長はいずれも旧ソ連時代にモスクワに在勤した
が、右メカニズムを用いて私用車を売却したこ
とがあるか」との質問がなされているが、外務
省は今回の調査にあたって右三名から事実関係
についての報告を求めたか。
右質問する。

内閣衆質一六四第三六号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループ
ル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人(外
務省欧州局長)の国会答弁の齟齬に関する再質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ル
ープル委員会」に関する内閣答弁書と政府参
考人(外務省欧州局長)の国会答弁の齟齬に
関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の在モスクワ日本国大使館における裏
金問題に関する質問主意書(平成十七年十月十
一日提出質問第一四号。以下「質問主意書」とい

う。)が提出されるまで外務省が本件に関して調査を行ったことはない。先の答弁書(平成十八年一月三十一日内閣衆質一六四第八号)の四及び五について述べたとおり、質問主意書が提出されて以降、外務省において調査を行い、その調査の結果を衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書(平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号)及び在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問に対する答弁書(平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号)において答弁している。

二及び三について

質問主意書を外務省が受領したのは、平成十七年十月十七日である。質問主意書に対する答弁書は、外務省大臣官房、欧州局及び国際法局により作成され、外務大臣が閣議議決を行ひ、同月二十一日の閣議において決定された。

四から六までについて

外務省として、関係者からの聞き取り等の調査を行った。調査結果は、先の答弁書(平成十八年一月三十一日内閣衆質一六四第八号)の四及び五について述べたとおり、衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書(平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号)及び在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問に対する答弁書(平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号)において答弁している。

一月一日内閣衆質一六三第二七号)において答弁している。

七について

御指摘の三名からも聞き取りを行った。

平成十八年二月一日提出
質問 第三七号
二〇〇六年一月三十一日の記者会見における
プーチン露大統領の北方領土問題に係る発言
に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇六年一月三十一日の記者会見における
プーチン露大統領の北方領土問題に係る
発言に関する質問主意書

一 二〇〇六年二月一日付朝日新聞朝刊は、プーチン露大統領が一月三十一日の記者会見で北方領土問題に関して「露日両国は、ヤルタ協定、ポツダム宣言、サンフランシスコ平和条約という国際的な合意を損なうことなく問題解決の道を探り始めた」と報じているところ、プーチン大統領の正確な発言内容について示されたい。
二 在ロシア連邦日本国大使館から一のプーチン大統領の発言に関する公電での報告が外務本省に到着した日時を示されたい。
三 一九四五年二月十一日付「ヤルタ協定」では、「千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ」との約束がルーズベルト米国大統領とスターリン・ソ連首相との間でなされたと承知するが、政府としては「ヤルタ協定」の効力についてどのような立場をとっているか。
四 政府は一のプーチン大統領発言に関し、ロシア側に対してどのような働きかけを行ったか。右質問する。

ン・ソ連首相との間でなされたと承知するが、政府としては「ヤルタ協定」の効力についてどのような立場をとっているか。

四 政府は一のプーチン大統領発言に関し、ロシア側に対してどのような働きかけを行ったか。右質問する。

内閣衆質一六四第三七号
平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年一月三十一日の記者会見におけるプーチン露大統領の北方領土問題に係る発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇六年一月三十一日の記者会見におけるプーチン露大統領の北方領土問題に係る発言に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのロシア連邦のプーチン大統領の発言については、その速記録がロシア連邦大統領公式ホームページに掲載されており、この発言のうち、北方領土問題に関する発言の日本語訳は、次のとおりである。
「まず、訪日の成果には満足していると述べたい。」

第一に、今回は、平和条約に関する非常に困難な諸問題を含め、すべての問題の議論が非常にオープンに、そして非常に具体的に行われた。我々は、ようやく互いを理解したと思う。我々は、問題の解決を目指したいと考えるならば、解決に向けた道を歩む必要がある。もし、我々がクリル諸島の諸問題を国内政治の諸課題を解決するために利用したいと考えるのであれば、また自らを待に見立て、刀を振り回したいと考えるならば、我々はそのゲームを行う用意もあるし、ここでも刀を振り回し、走り回り、叫び声をあげるであろう。しかし、私は、日本の友人たち及び同僚たちが、現実を評価し、我々と共に新たな質を有する関係に入ってくれたと理解した。そして、我々は共に、ヤルタ、ポツダム及びサンフランシスコにおける国際約束を害することなく、日本側にとっても、ロシア側にとっても受入れ可能な問題の解決の道筋を探し始めた。そして、双方の善良な意思があれば、そのような解決策を我々は見出すものと確信している。ロシアは、日本の利益を尊重しつつ、そしてもちろん自らの国益に従い、そのような解決策を探していく。」

二について

御指摘の公電は、平成十八年二月一日午前二時頃に外務省において受信した。

三について

御指摘のヤルタ協定(以下「協定」という。)

は、当時の連合国の首脳者の間で戦後の処理方針を述べたものであり、関係連合国の間で領土問題の最終的処理につき決定したものでない。また、我が国は、協定には参加しておらず、いかなる意味においても協定に拘束されることはない。

平成十八年二月一日、八木毅外務省欧州局審議官が、ガルージン在日本国ロシア連邦大使館公使の来訪を求め、三について述べた認識を含め、北方領土問題に関する我が国の立場を改めて申し入れた。

平成十八年二月二日提出
質問 第三八号

配偶者からの暴力(DV)による被害者の自立支援に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

配偶者からの暴力(DV)による被害者の自立支援に関する質問主意書

二〇〇一年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、すなわち「DV防止法」が施行され、二〇〇四年その一部が改正され、同年十二月二日に施行された。

政府は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を示している。

その中には「被害者の自立の支援に関する事項」が位置づけられており、配偶者からの暴力による被害者(以下「DV被害者」という。)の自立支援のために、公的相談機関や民間支援機関等においては様々な取り組みがなされているところである。

例えば、政府においては、国民健康保険加入の際に、厚生労働省国民健康保険課長名で通知を出し、被害者を保護した公的シェルター、民間シェルター等の居場所が判明することのないよう配慮して加入手続きをとるよう、関係機関に通知するなど被害者の実態を踏まえた措置を講じているが、なお改善すべき課題は少なくない。

実際、相談にあつてはいる民間団体、弁護士、地方自治体職員、地方議員などから、DV被害者の自立支援の立場から、他法令の運用の改善を求める意見が寄せられており、その早急な是正を求めたい。

従つて、以下質問をする。

一 児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と児童の福祉の向上のために、十八歳になる年の年度末まで、児童の監護をしている者に支給される。(障害をもっている児童の場合は二十歳の誕生日の前日まで、特別児童扶養手当が支給される。)

しかし、離婚が成立する以前のDV被害者の家族の場合には、夫から子どもを連れて逃れたケースでは、一年を経過しなければ、児童扶養手当の受給資格が得られない。

妻に離婚の意思があり、夫の養育費の支払が

ない場合は、地方自治体の相談窓口などの公的機関で、DV被害者であり自立を望んでいることの証明等があれば一年以内であっても、児童扶養手当法の趣旨を踏まえて、支給対象とすべきではないのか。

二 児童手当は、支給要件を満たした児童を養育している者に対して、支給されることになっている。しかし、離婚前の別居状態で、母親が子どもを監護しているが、父親は養育費を支払わないにもかかわらず、父親に対して、児童手当が支給され続けるケースが多く見られる。

父親から「受給事由消滅の届出」が提出されない限り、母親に児童手当の支給がなされない。

市長村長は、支給の一時差止め権限を有しているが、受給事由消滅の手続きについても地方自治体の長の職権によってできるように運用の改善を図り、児童手当法の本来の目的に則つた支給ができるようにすべきではないのか。

三 公的シェルターや民間シェルターなどが充実していない地方自治体は多い。

その場合、DV被害者が、賃貸住宅に住む友人宅などに身を寄せ、自立の準備に入るため、生活保護の申請に際して、地方自治体によっては、家主の証明を求め、家主の同意が得られなければ、申請を受けつけない事例がある。

政府は、かかる取り扱いを生じさせないために、地方自治体に対して是正等の周知徹底を図るべきであると考えるがどうか。

四 DV被害者の家族の子どもが保育園に通つて

いる場合、保育所の保育料の算定については、離婚が成立するまでの間の保育料は、年度途中においては夫と同一世帯であるとして算定されている。

このために大分市では、弁護士の申立により、大分市の要綱で定めている保育料減免要綱に沿つて、母親の収入のみで保育料算定を行った事例がある。

地方自治体には、明確な保育料減免規定を持つていないところも存在することから、厚生労働省は、「保育所の費用徴収制度の取り扱いについて」(平成七年三月三十一日付)の通知を発している。その中では、「世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行つて差し支えない」としている。

同通知の「世帯の負担能力の著しい変動が生じ」という中には、DV被害者が含まれるということを明確にして、地方公共団体に周知徹底すべきではないのか。

五 政府は、「DV防止法」施行後、DV被害者の実態について、調査し把握しているのか、実態を把握しているのであれば、それを明らかにされたい。また、DV被害者の自立支援のために、国としてどのような施策を講じているのか。

右質問する。

内閣衆質一六四第三八号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出配偶者からの暴力(DV)による被害者の自立支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出配偶者からの暴力(DV)による被害者の自立支援に関する質問に対する答弁書

一について

夫から子を連れて逃げた「配偶者からの暴力による被害者」であつて離婚が成立していないものについては、その児童の父の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、母に離婚の意思がある場合に、父がその児童を遺棄しているとは判断され、この状態が一年以上継続している場合には、他の支給要件を満たす場合に限り、児童扶養手当を支給することとされているところである。

これは、父がいらないのと同じ状態であることにかんがみて、児童扶養手当を支給することとされているものであり、このような状態であるとの客観的な判断を適切に行うための最低限の期間として、一年を定めているところである。このため、配偶者からの暴力による被害者が自立を望んでいることをもって、当該被害者を児

童扶養手当の支給対象とすることは困難である。

二について

児童手当については、小学校第三学年修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等に支給することとされている。

御指摘の事例のように「離婚前の別居状態で、母親が子どもを監護しているが、父親は養育費を支払わない」場合には、父から受給事由消滅届が提出されなくても、母から受給資格認定請求が行われ、市町村長が、母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしているという事実を確認すれば、市町村長は、母に対する受給資格を認定し、父に対する支給を停止するとともに、母に対して児童手当の支給を行う取扱いが可能である。

また、市町村長は、運用上、受給事由消滅届が提出されなくても、職権により、受給事由消滅の処理ができることとなっており、その手続については、厚生労働省から都道府県知事を通じて市町村長に周知しているところである。

三について

生活保護制度においては、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを保護の要件としており、「家主の証明」や「家主の同意」は、保護の要件としてい

ない。仮に、御指摘のように「家主の証明」を求め、「家主の同意」が得られないことのみをもって保護の申請を受け付けなかったとすれば、そのような取扱いとは適当でない。

配偶者からの暴力による被害者に対する生活保護の適用については、これまで、保護の要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう、厚生労働省から周知しているところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

四について

保育料については、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第三項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとされており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱

いについて」(平成七年三月三十一日付け児企第十六号厚生省児童家庭局企画課長通知)により、「世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行つて差し支えない」ことを各都道府県等に対し通知しているところである。

配偶者からの暴力による被害者であっても、「世帯の負担能力に著しい変動」が生じているとは限らず、一律の取扱いとすることは困難であるが、同項の規定の趣旨に照らし、個々の家計

の収入状況の実態に応じた保育料が適切に徴収されるよう、各都道府県等の保育事務担当者を集めた会議等を利用して周知徹底してまいりたい。

五について

内閣府において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の施行後、平成十四年十月から同年十一月にかけて、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施し、平成十五年四月にその結果を公表するとともに、内閣府のホームページに掲載している。また、平成十七年十一月から同年十二月にかけて、「男女間における暴力に関する調査」を実施し、現在、調査結果を取りまとめているところである。

国においては、配偶者からの暴力による被害者の自立を支援するために、①母子家庭等就業・自立支援センター事業の対象者に、子のいる配偶者からの暴力による被害者を加えるとともに、②公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)を改正し、平成十八年二月一日から、これまで認めてこなかった配偶者からの暴力による被害者の公営住宅への単身入居を可能にするなどの施策を講じてきたところである。

また、国は、公共職業安定所における職業紹介や公共職業能力開発施設における職業訓練を行うとともに、母子生活支援施設における保護

や生活保護に要する経費について負担するなど、様々な施策を講ずることにより、配偶者からの暴力による被害者の自立支援を行っているところである。

今後とも、配偶者からの暴力による被害者の実態を把握し、適切な自立支援のための施策を講じてまいりたい。

平成十八年二月二日提出
質 問 第 三 九 号

耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問主意書

提出者 滝 実

耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問主意書

姉歯設計事務所による耐震強度偽装事件が公表された後、短期間で被害者に対する政府の公的支援策が打ち出された。この事件は誰に責任があるのかを含め事実関係を説明している途中であるのに、建築主を差し置いて政府が支援に乗り出すという点で、不思議なことといわなければならない。被害者救済ということでも何をしても許されるものではなく、公的支援について協力を要請されている地方公共団体にはとまどいがある。

従って、次の事項について質問する。

一 平成十年の建築基準法改正法案の国会審議における政府答弁は、建築物について建築主が設

計者と工事施工者を監督する責任があり、建築確認の実施主体は補完責任を負うに過ぎないとしている。この原則は現在も変わらないのかどうか明らかにしていただきたい。

二 今回の偽装事件は「民の問題ではない」との国土交通大臣の発言を契機に、政府が公的支援を打ち出したようであるが、建築確認に問題があつたとの認識で公的支援を行うのか、それとも建築確認の問題にかかわりなく行うのかを明らかにしていただきたい。

三 建築確認に問題があつたとの理由であれば、事実の全容を明らかにする必要がある。建築物について建築主、設計者、工事施工者に責任があるのは当然であり、これらの者が意図して建築確認の実施者をごまかす場合には建築確認の実施者が責任を負うことはできないことが想定されるからである。政府が支援策を行うのは、このようなごまかしはないと判断したことになるが、そうなのか。仮にそうだとすると、建築確認の実施者が民間検査機関であれば「官」が責任を負うことにはならないのではないのか。

他方、建築確認の問題にかかわりなくとの理由であれば、建築物について建築主、設計者、工事施工者が負う自己責任を「官」が肩代わりすることになるのではないのか。

これらの指摘したことについて、考え方をお示しいただきたい。

四 公的支援策について地方公共団体に協力を求

めているようであるが、そのためには法律の裏づけが必要と思われる。これについての考え方をお示しいただきたい。

定により、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならず、工事施工者については、建築基準法第五条の四第一項の規定により、建築士の設計によらなければ、建築士法第三条から第三条の三までに規定する建築物の工事を行うことができないこととされている。

内閣衆質一六四第三九号
平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問に対する答弁書

一について

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)は、建築物に関する最低の基準を定めており、すべての建築物は、同法の規定に適合する必要がある。このため、同法においては、建築主は、建築物を建築しようとする場合には、同法

第六条第一項又は第六条の二第一項の確認(以下「建築確認」という。)を受けなければならないこととされており、建築主に建築物の安全を確保する第一義的な義務を課しているところである。また、建築士については、建築士法昭和二十五年法律第二百二号(第十八条第二項の規

定により、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならず、工事施工者については、建築基準法第五条の四第一項の規定により、建築士の設計によらなければ、建築士法第三条から第三条の三までに規定する建築物の工事を行うことができないこととされている。

一方、建築確認を行う建築主事(建築基準法第四条第一項に規定する建築主事をいう。以下同じ。)又は指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。)は、建築主に課されている第一義的な義務の確な履行を確保する観点から、建築主からの申請に基づき当該申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定(同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定をいう。以下同じ。)に適合するものであることを確認しているものである。

二について
今回の構造計算書の偽装問題(以下「偽装問題」という。)に係る危険な分譲マンションの居住者等について、その安全と居住の安定を確保することは、緊急に取り組むべき最優先の課題である。また、今回の偽装問題には、建築確認に係る審査という公の事務において、結果として構造計算書の偽装が発見されるに至らなかったという特別な事情がある。こうしたことが

ら、当該マンションの売主である建築主が契約上の瑕疵担保責任を誠実に履行する見通しが全く立っていない現状では、売主である建築主に對して徹底した責任の追及を行うことを前提として、類似の財政措置との均衡にも配慮した上で、当該居住者に対する公的な支援を行う必要があると考えている。

三について

一について述べたとおり、建築主は、建築物の安全を確保する第一義的な義務を負っており、一方、建築確認を行う建築主事又は指定確認検査機関は、建築主に課されている第一義的な義務の確な履行を確保する観点から、建築主からの申請に基づき当該申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることを確認しているものである。今回の偽装問題は、建築主からの委託等に基づき設計を行った者又は建築主から委託等を受けた設計者若しくは工事施工者からの委託等に基づき設計を行った者が故意に構造計算書を偽装したものであり、建築主の責任は重いものと考えている。

今回、公的な支援を行うこととした理由は、二について述べたとおりであり、「建築主、設計者、工事施工者が負う自己責任を「官」が肩代わりする」ものではない。

指定確認検査機関が行った建築確認について、お尋ねの「官」が責任を負うか否かについては、偽装問題の全容が解明された後で、最終的

には司法の場において個別具体の事実関係に即して判断されるものと考えている。

四について

今回の公的な支援は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）に基づく地域住宅交付金を活用して行うものである。偽装問題に係る危険な分譲マンションの居住者等の安全と居住の安定を早急に確保することについて、国と関係地方公共団体との間で認識の相違はないものと考えており、今後とも、関係地方公共団体と十分に連携を図りながら取り組んでまいりたい。

平成十八年二月二日提出
質問 第四〇号

靖国神社参拝に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

靖国神社参拝に関する質問主意書

報道によると、先日、内閣の一員たる麻生太郎外務大臣が、「靖国神社に天皇陛下が参拝なさるのが一番だ」との旨の発言をしたとある。日中間係において靖国神社参拝問題は大きな課題のひとつであり、外交の直接の責任者たる外務大臣がこのような発言をされたことは、重要な意味を持つと考える。このような状況を踏まえて次の事項について質問する。

一 報道にあったような外務大臣の発言は事実か。事実ならば、その時、外務大臣はどのような肩書きで紹介され、発言されたのか。

二 平成十七年六月二日の予算委員会では、靖国神社参拝について、小泉総理に「亡くなった方への追悼の意と、今後の平和を願うならば、国民統合の象徴である天皇陛下こそ参拝されるべきではありませんか」との旨の質問をしたが、その後、内閣として天皇陛下に靖国神社参拝を進言されたことはあるか。あるならば、どのように進言されたか。ないならば、なぜ進言されなかったのか、明らかにされたい。

三 第六十二回国会に提出した第七十六号の質問主意書に対し、「他のいかなる人に対して、参拝を勧奨又は進言することはない」との答弁書を受け取っている。今回の麻生外務大臣の発言は、この答弁書の趣旨に反するものであると思われるが、内閣としてはどのように考えるか。

四 小泉首相は「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に入会しているか。また、入会している場合はその期間はいつからいつまでか。小泉首相が首相に就任したときは、入会している状態にあったか。

五 「人に奨励するとか、私の参拝を見習ってほしいとかいう気持ちは全くない」「人に参拝なさいとかいう気持ちはありません」とお答えになつていた小泉首相が、「みんなで靖国神社に

参拝する国会議員の会」に入会していたのはなぜか。その真意をお伺いしたい。

六 小泉首相が、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に入会していた当時、靖国神社には何回参拝されたか。

七 「天皇陛下がまず参拝されるべきだ」という発言をされた麻生外務大臣は、自らその信念を貫いて、公職の立場で大臣就任後も参拝されたのか。

八 特定の宗教施設への参拝を目的とした議員連盟の会費が、国から支給される議員への歳費から直接差し引かれているのは問題ではないか。右質問する。

内閣衆質一六四第四〇号
平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員岩國哲人君提出靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年一月二十八日、公明党山本保議員主催のフォーラム（以下「フォーラム」という。）において麻生外務大臣の講演が行われ、その後の質疑応答において、同大臣より、今後、隣国

のわだかまりもなく、戦争でお亡くなりになった方々を自然に追悼し得るようにするためにはどうすればよいか、との問題提起を行ったと承知している。また、同大臣は、フォーラムにおいて、麻生外務大臣として紹介されていたものと承知している。

二について

平成十七年六月二日以降、御指摘の進言をしたことはない。天皇の靖国神社への御参拝については、その時々々の社会情勢を考慮しながら慎重に検討の上、これまでも宮内庁において対処してきている。

三について

御指摘の答弁書は、小泉内閣総理大臣が「人に奨励するとか、私の参拝を見習ってほしいとかいう気持ちは全くない」「人に参拝しなさいとか言う気持ちはありません」と述べていることについて答弁したものであって、フォーラムにおける麻生外務大臣の発言とは何ら関係がない。

四から六までについて

お尋ねは、小泉純一郎衆議院議員の政治家個人としての判断に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

七について

麻生外務大臣は、平成十七年十月三十一日に外務大臣に就任して以来、靖国神社に参拝していないと承知している。

八について

国会議員に対する歳費支給の在り方については、政府としてお答えする立場にない。

平成十八年二月二日提出
質問 第四一 号

小泉内閣の『ジェンダー・フリー』及び女性学についての認識に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

小泉内閣の『ジェンダー・フリー』及び女性学についての認識に関する質問主意書

東京都国分寺市は、東京都の委託で計画していた人権学習のテーマで東京都に概要の内諾を得た上で、市民を交えた準備会をつくり高齢者福祉や子育てなどを題材に計一二回の連続講座を企画した。上野千鶴子・東京大学大学院教授(社会学)に、人権意識をテーマに初回の基調講演を依頼しようとして二〇〇五年七月、国分寺市が東京都に講師料の相談をしたところ、東京都が候補人選に難色を示し、事実上、上野千鶴子教授を替えない限り国分寺市との委託契約を結ぶことはできないと告げられた。そのため国分寺市が同八月、委託の申請を取り下げたため、講座そのものが中止になった。

この講座は、文部科学省が昨年度から始めた「人権教育推進のための調査研究事業」の一環で、同省の委託を受けた都道府県教育委員会が区市町

村教育委員会に再委託しているものだ。

上野千鶴子教授を採用しない理由として、東京都の教育庁生涯学習スポーツ部は、「上野さんは女性学の権威。講演で『ジェンダー・フリー』の言葉や概念に触れる可能性があり、都の委託事業に認められない」と説明している。

東京都教育委員会は、二〇〇四年八月に「ジェンダー・フリー」は男らしさや女らしさをすべて否定する意味で用いられていることがある」として、「男女平等教育を推進する上で使用しない」とこの見解をまとめている。

当事者である上野千鶴子教授は、国分寺市の「人権に関する講座」準備会のメンバーおよび、二〇〇五年一月二〇日に開催された「人権を考える市民集会」参加者から経過説明を受けた。その後、上野千鶴子教授は、二〇〇六年一月一日に東京都知事、東京都教育長などに公開質問状を提出した。新聞報道『ジェンダー・フリー』を使うかも、都『女性学の権威』を拒否(二〇〇六年一月一日付け毎日新聞夕刊)によって、都の発言内容の一部明らかになり、また、一月二八日付け朝日新聞にも研究者一八〇八人が署名した抗議文を東京都に提出したことが大きく報道された。この問題は、教育現場における『ジェンダー・フリー』をめぐる論争とも密接に関連しており、大変、社会問題化している。

従って、以下、質問する。

一 前記の件で問題とされた「ジェンダー・フ

リー」という言葉について、政府の考えを述べられたい。また、東京都の示した「ジェンダー・フリー」についての認識を知っていたか。知っていた場合は、それについての政府の見解を示されたい。

二 前記の件で問題とされた「女性学」について政府の見解を示されたい。

三 東京都が上野千鶴子教授を講師として承諾するのを拒否した理由を、政府は正当であると考えているか。また、そのように判断する理由を示されたい。

四 東京都が国分寺市に対してとった措置は、委託事業の実施と講師選定にあたって、国が東京都に示した「要綱」と「運用指針」にそった行動であると考えているか。そうでないと考える場合、政府は自治体に対してどのような対処をすべきであると考えるか。

五 予定された講師が特定の用語を自治体とは違う見解をもって使うかもしれないという理由で講演を中止させるのは、憲法第一九条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、あるいは、第二三条「学問の自由は、これを保障する」に反する行為ではないか。

また、憶測や偏見に基づいた判断によって、学者や知識人の言論に対して圧力がかけられるような状況を放置してはならないと考えるが、この点に関して政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第四一号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出小泉内閣の『ジェンダー・フリー』及び女性学についての認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出小泉内閣の『ジェンダー・フリー』及び女性学についての認識に関する質問に対する答弁書

一について

平成十七年十二月二十七日に閣議決定した男女共同参画基本計画においては、「『ジェンダー・フリー』という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる」としている。

お尋ねの東京都の示した「ジェンダー・フリー」について、その趣旨につき説明を受けたことはなく、政府として見解を示す立場にない。

二について

御指摘の「女性学」が具体的にいかなるものであるかについては、政府としては承知していない。

三から五までについて

「人権教育推進のための調査研究事業」(以下「本委託事業」という。)における講師の選定については、「人権教育推進のための調査研究事業」実施委託要綱(平成十七年四月一日生涯学習政策局長決定。以下「実施要綱」という。)及び「平成十七年度人権教育推進のための調査研究事業」の実施について(運用指針)(以下「運用指針」という。)において定めておらず、本委託事業を実施する委託先又は再委託先において、実施要綱及び運用指針の趣旨を踏まえ、個別具体の事情に応じて判断されることになる。

平成十七年四月一日付けで文部科学省が東京都教育委員会に委託した本委託事業については、東京都教育委員会と本委託事業の再委託予定先の一つである国分寺市教育委員会との間で事業の内容について協議を行ったところ、国分寺市教育委員会の判断により、本委託事業の受託を辞退することとなったものと承知している。

平成十八年二月二日提出
質問 第四二号

北海道警察における国費及び北海道費の不正
経理問題に関する質問主意書

提出者 鉢呂 吉雄

北海道警察における国費及び北海道費の不正経理問題に関する質問主意書

平成十五年十一月、北海道警察旭川中央警察署における捜査用報償費の支出に関する疑惑に端を発した不正経理問題は、その後の調査において全ての警察署及び全部署において不正な経理操作によって、公金を裏金化する行為が組織的・慣行的に行われていたことが判明した。

そのことに關して、鉢呂吉雄と佐々木秀典は、平成十七年一月十四日に東京地方検察庁(平成十七年一月二十七日付けで札幌地方検察庁(以下、単に「同地検」という。)へ移送)に対して、中塚幸男、高橋道夫、五十嵐敏明、角森正人、片貝忠男、和田徹を業務上横領、和田徹、畠山伸一を有印私文書偽造及び同行使、畠山伸一を業務妨害として告発した。

平成十七年十二月十二日、鉢呂吉雄は同地検に対して、厳正な捜査の執行を求めるべく、同地検・川端伸也検事正に対して要請を行ったが、結果、同地検は平成十七年十二月十二日付けで、中塚幸男、高橋道夫、五十嵐敏明、角森正人、片貝忠男、和田徹に対する業務上横領を嫌疑不十分、和田徹に対する有印私文書偽造・同行使を嫌疑不十分、畠山伸一に対する有印私文書偽造・同行使を嫌疑なし、畠山伸一に対する業務妨害を嫌疑不十分とし、告発を行った七名の全てを不起訴とする処分を行った。

これに対して、鉢呂吉雄と佐々木秀典は平成十七年十二月二十日、不起訴処分を不当とし札幌検察審査会に審査申立を行うとともに、同日、同地検が示した不起訴処分に関しての根拠と理由に承服し難いとの立場から、同地検に対して、再捜査の実施と起訴処分を求めたところである。

慣行的、組織的に行われた不正経理の事実、北海道警察にとどまらず、全国的な問題でもあり、今般、同地検の下した不起訴処分は、検察捜査による真相解明を求める多くの国民の意に反するものと言わざるを得ない。

また、北海道警察俱知安警察署に勤務していた元会計課職員による公金着服についてである。同地検の調べによると、この元会計課職員は平成十四年四月十八日から平成十七年一月二十六日まで、前後二十一回にわたり、業務上預かり保管中の金員を、自己の用途に充てる目的で横領したとされている。この者による横領の期間は、北海道警察予算執行調査委員会の内部調査の対象期間でもあり、一連の裏金問題で北海道警察が行った内部調査の信憑性が大きく問われるものである。

以上のことから、本件に関わって、次の事項について質問する。
なお、問題の重大性、緊急性に鑑み、国会法七十五條二項に規定する通り、質問主意書受領の日から七日以内に答弁されたい。また同様の文言が並ぶ場合でも、項目ごとに平易な文書で答弁されたい。

一 同地検による不起訴処分について

(1) 中塚幸男、高橋道夫、五十嵐敏明、角森正人、片貝忠男(以下、単に「五名」という)に対する不起訴処分について、同地検から、「私的流用の事実はない。認められる証拠はない。」との主旨の説明があった。

1 同地検は、五名が署長として勤務していた署(告発状に記載されている署。以下、単に「当該署」という)における当該期間(告発状に記載されている署長としての在勤期間)に発生した全費目の領収書について把握したのか、答弁願いたい。

把握したとするならば、その全件数と把握した件数について、答弁願いたい。また上記で把握しなかった理由について、答弁願いたい。

2 同地検による不起訴処分の判断は、全ての会計書類について、領収書以外の証拠書類への事実確認を行った上での判断なのか、答弁願いたい。

3 同地検が、全ての会計書類等への事実確認を行っていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。その際、私的流用の事実がないとした根拠にならないと思われるが、答弁願いたい。

4 同地検が、一部の会計書類等に事実確認を行ったとするならば、一部の会計書

類について特定した理由と、その件数について、答弁願いたい。

(2) 五名に対する不起訴処分について、平成十七年十二月十二日、同地検の岩崎担当検事から、「プライバシーの保護や身辺に危害が及ぶことを避けるために、捜査協力者に対しては事実確認を行っていない。」との主旨の説明があった。また平成十七年十二月二十日には、「全て事実確認していないということではない。」との岩崎担当検事の説明があった。

1 同地検は、五名の当該署における当該期間に発生した、捜査協力者への謝礼の支払いについて把握したのか、答弁願いたい。

把握したとするならば、その件数について、答弁願いたい。

把握していないとするならば、その理由について、答弁願いたい。

2 同地検の説明から、全ての捜査協力者に対して事実確認を行っていない、と解釈してよいか、答弁願いたい。

3 同地検が、一部特定の捜査協力者に対して事実確認を行ったとするならば、謝礼を受領した人数と支払件数及び該当する署名について、答弁願いたい。

4 同地検が、一部特定の捜査協力者に対して事実確認を行った理由と、全ての捜

査協力者に対して事実確認を行うことをしなかった理由について、答弁願いたい。

5 五名の当該署における当該期間に発生した、捜査協力者が謝礼を受領したこと

の証明として発行された領収書の件数について、答弁願いたい。

6 事実、捜査協力者に謝礼が支払われていたとして、領収書に記載される架空氏名及び住所等は、捜査協力者の自らの意思によつての記載なのか、もしくは捜査員による指示なのか、答弁願いたい。

7 領収書に記載される氏名及び住所を、架空にするか、正規のものにするかの判断は誰が行うのか、答弁願いたい。

8 プライバシーの保護や身辺に危害が及ぶため捜査をしていない。」ということ

は、捜査上、認められることなのか。捜査上、秘密にされるべきプライバシーや個人情報漏洩する捜査はあり得るのか。

このような捜査が認められる基準は何か。

このような捜査は、国民感情として認められるべきものではないが、どのように考えるか、答弁願いたい。

(3) 五名に対する不起訴処分について、同地検によれば、「裏帳簿は、かつては存在し

ていたが、今は存在していない。」との主旨の説明があった。合わせて、裏帳簿が存在していない根拠として同地検から、齋藤邦雄氏(元北海道警察弟子屈警察署次長)による、「裏帳簿は一定の期間を過ぎれば廃棄する。」との説明に基づき、結果として、「裏帳簿は存在しないと判断した。」との主旨の説明があった。

1 同地検の説明から、五名が署長として勤務していた当該署においても、「裏帳簿は存在していた」と解釈してよいか、答弁願いたい。

2 同地検は、五名に対して、裏帳簿の存在の事実確認を行ったのか、答弁願いたい。

行っていないとするならば、その理由を答弁願いたい。

行ったとするならば、どのような方法で事実確認は行われたのか、答弁願いたい。

3 五名が署長として勤務していた当該署において、裏帳簿が存在していたとして、その裏帳簿の管理は誰が行っていたのか、具体的な職務名と氏名で答弁願いたい。

またその者から、裏帳簿の不存在の確認をどのように行ったのか、答弁願いたい。

官 報 (号 外)

4 同地検は、齋藤邦雄氏の説明を裏付けるための事実確認は行ったのか、答弁願いたい。 行ったとするならば、如何なる方法をもって行われたのか、答弁願いたい。 行っていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。 5 同地検は、齋藤邦雄氏からの聴取以外の方法においても、裏帳簿の存在の事実確認を行ったのか、答弁願いたい。 また、どのような方法で、存在しないことの確認をしたのか、具体的に答弁願いたい。 行っていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。 6 齋藤邦雄氏による、「裏帳簿は、一定の期間を過ぎれば廃棄する。」との説明は、証拠隠滅を図ることを目的とした行為と解釈してよいのか、答弁願いたい。 7 裏帳簿の原本は廃棄されたとして、その写し(コピー)が裏帳簿の管理者によって手持ち保管されている可能性についての検討を、同地検は行ったのか、答弁願いたい。 その写しの存在について、どのような捜査をし、その不存在の確認をしたのか、答弁願いたい。 検討を行っていないとするならば、そ	の理由について、答弁願いたい。 (4) 五名に対する不起訴処分について、同地検の岩崎担当検事から、「餞別金は激励的な意味合いを持ち、社会的に容認される範囲のものである。」との主旨の説明があった。 1 同地検の説明によれば、五名に対しては餞別金が支払われていたと解釈してよいのか、答弁願いたい。 2 同地検の考え方は、適正であるか、否か、答弁願いたい。 また同地検が、このように判断するに至った根拠は、捜査上どのように得たのか、答弁願いたい。 3 五名は餞別金を受領、もしくは、五名に対して餞別金の支払は行われたか。同地検はその事実確認を行ったのか、答弁願いたい。 行っていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。 4 同地検の説明主旨について、法的な根拠を答弁願いたい。 また餞別金が、どうして激励的な意味合いを持つのか、合わせて、公金での餞別金が、何故、社会的に容認されるのか、答弁願いたい。 (5) 五名に対する不起訴処分について、同地検から、「公金を裏金化しても個人が着服	しない限り、組織のために使ったということであれば、業務上横領としては認め難い。」との主旨の説明があった。 1 北海道警察は裏金の存在を自ら認めているところだが、裏金は誰の指示でつくられたのか。その指示者に関する事実確認は行われたのか、答弁願いたい。 事実確認が行われていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。 2 同地検の「組織のためであれば、業務上横領としては認め難い。」との考え方は、適正であるか、否か、答弁願いたい。 適正であるとするならば、法的な根拠など理由について、答弁願いたい。 適正でないとするならば、今後、どのような措置を講ずるのか、答弁願いたい。 3 「農林省の出先機関である作物報告事務所出張所長が、対外折衝、あるいは出張所の事務の円滑を図る意図から、その保管に係る人夫賃を所長および所員の出張旅費あるいは接待費等に流用費消したときは、業務上横領罪を構成する」(最高裁判決 昭和三十年十二月九日)との判例について、どのように考えるか、答弁願いたい。 この判例を引用すれば、組織、個人の	費消の区別なく、北海道警察が行った公金の「裏金化」は、業務上横領罪として成立するものと判断できるが、答弁願いたい。 (6) 和田徹に対する不起訴処分について、同地検から、偽装したとされる領収書は廃棄されており確認は得られないが、関係者の証言から捜査活動に必要な経費、との主旨の説明があった。 1 同地検は、領収書の廃棄について、関係者からの証言以外の方法においても事実確認を行ったのか、答弁願いたい。 他の方法による事実確認を行っていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。 2 同地検の言う「関係者」とは、どのような者を示すのか、答弁願いたい。 3 同地検の言う「関係者」の証言を裏付けるための事実確認は行ったのか、答弁願いたい。 行っていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。 4 確認は得られていないが、嫌疑不十分により不起訴とした同地検の処分は適正か、否か、答弁願いたい。 (7) 畠山伸一に対する不起訴処分について、同地検から、虚偽の会計書類の作成は違法行為ではあるが、「私利私欲の犯行ではな
---	--	--	---

い。既に行政処分も受けている。」との主旨の説明があった。

1 同地検が、私利私欲でないと判断した根拠について、答弁願いたい。

2 虚偽公文書の違法行為を認めつつも、訴追を行わなかった同地検の判断は適正か、否か、答弁願いたい。

3 同地検の、刑事処分を科す必要がないとした法的な根拠について、答弁願いたい。

二 北海道警察各警察署における公金着服及び、北海道警察予算執行調査委員会(以下、単に「調査委員会」という)が行った調査について

(一) 北海道警察倶知安署における公金着服事件について

1 倶知安警察署に勤務していた國分裕信(以下、単に「同人」という)の、日常的に行っていた業務内容は如何なる内容か、答弁願いたい。

2 同地検は平成十七年十二月七日付で、同人を札幌地方裁判所に業務上横領で起訴したが、業務上横領に抵触した会計費目は如何なるものか、答弁願いたい。

3 同人は平成十四年四月十八日から平成十七年一月二十六日までの期間、業務上預かり保管の金員を、自己の用途に充てる目的で横領したとされている。金員の支出にあたって、署長及び同人が所属す

る会計課の上席者による決裁は、どのような方法をもって執行されていたのか、答弁願いたい。

また、この期間においては、どの機関による内部監査が実施されたのか、答弁願いたい。

4 同人が業務上横領していた期間の平成十四年は、調査委員会による調査の期間と合致している。内部調査において公金の横領を判明することができなかった原因について、答弁願いたい。

5 倶知安警察署に対する調査委員会による調査で、調査を執行した人数、調査対象となった人数、調査対象となった会計費目、調査に要した期間、調査において同署より示された書類等の名称について、答弁願いたい。

(2) 捜査用報償費等執行分析表(以下、単に「分析表」という)について

1 帯広警察署について、公費で執行できないと認められる経費(以下、単に「執行できない経費」という)の、交際経費の中で、懇親(または総会、祝賀会)会費として金員を支出している。

その際に、主催者側から領収書の発行は行われたのか、答弁願いたい。

また、会費支払者は領収書の発行を主催者側に求めたのか、答弁願いたい。

会費支払者が領収書の発行を求めなかったとするならば、その理由について、答弁願いたい。

会費が事実、主催者に支払われたのか、そのことについての事実確認は主催者に行われたのか、答弁願いたい。

2 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、激励経費の中で、激励または慰労として金員を支出している。ここに示されている一人あたりに支出した単価の算出根拠について、答弁願いたい。

3 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、激励経費の中で、激励または慰労として金員を支出している。その支出は物品もしくは食糧による支給なのか、もしくは現金による渡し切りなのか、答弁願いたい。

物品もしくは食糧による支給とするならば、その支給した品目について、答弁願いたい。

また、その場合、購入金額に対しては消費税が課税されるが、分析表に示された額では、消費税をどのように処理しているのか、答弁願いたい。

現金とするならば、その現金は誰が受け取り、その会合等の中で、どのような方法で処理されたのか、答弁願いたい。

4 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、激励経費の中で、景品代として金員を支出している。ここに示されている支出金額の算出根拠について、答弁願いたい。

5 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、激励経費の中で、景品代として金員を支出している。その支出は物品等による支給なのか、もしくは現金による渡し切りなのか、答弁願いたい。

物品等による支給とするならば、その支給した品目について、答弁願いたい。

また、その場合、購入金額に対しては消費税が課税されるが、分析表に示された額では、消費税をどのように処理しているのか、答弁願いたい。

現金とするならば、その現金は誰が受け取り、その会合等の中で、どのような方法で処理されたのか、答弁願いたい。

6 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。ここに示されている支出金額の算出根拠について、答弁願いたい。

7 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。

8 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。

9 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。

10 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。

11 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。

12 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。

13 倶知安警察署について、執行できない経費の項の、食糧経費の中で、補食費として金員を支出している。

その支出は食糧による支給なのか、もしくは現金による渡し切りなのか、答弁願いたい。

食糧による支給とするならば、その支給した品目について、答弁願いたい。

また、その場合、購入金額に対しては消費税が課税されるが、分析表に示された額では、消費税をどのように処理しているのか、答弁願いたい。

現金とするならば、その現金は誰が受け取り、その会合等の中で、どのような方法で処理されたのか、答弁願いたい。

8 俱知安警察署について、執行分析表の摘要欄に、「次長からの聴取の際に、説明、メモ等に基づき確認した。」とある。これは、「公費で執行できない」と認められる経費—交際経費、激励経費、食糧経費—の全額において、領収書は存在していないと解釈してよいのか、答弁願いたい。

9 8に関連して、領収書は存在していないとするならば、存在しない理由について、答弁願いたい。

10 俱知安警察署について、執行できない経費の項の摘要では、「次長からの聴取の際に、説明、メモ等に基づき確認した。」ことにより、執行できない経費の算出根拠としている。

この中にある「説明」は、記憶のみに基づく説明なのか、または説明にあたっては資料等を提示しての説明なのか、答弁願いたい。

また、ここで言う「メモ等」とは、次長の個人的もしくは私的なメモを意味するのか、答弁願いたい。

次長の個人的もしくは私的なメモとするならば、そのメモの内容が公金の不正額の確定及び、返還額の確定の算出根拠となることについて、適正と考えるか、答弁願いたい。

11 俱知安警察署について、積み上げ根拠の項では、次長から捜査費の交付を受けていた係長は、協力者に三万円位を支払っていたとしている。

仮に領収書名義が、協力者または捜査員の都合により架空名義(氏名)とされたとしても、協力者に支払った金額は明らかに不足である。「位」と記述されている理由について、答弁願いたい。

また捜査員が領収書を受け取ることができなかったとするならば、その理由について、答弁願いたい。

領収書が存在していないとするならば、その理由について、答弁願いたい。そのような「位」との回答で真実と確認したのか、答弁願いたい。

12 帯広警察署について、積み上げ根拠の項では、「課長、副署長から捜査費として六く八万円受領していたと思う。」としている。

月毎に捜査費の交付額に差違は生じるのか、答弁願いたい。

差異が生じるとするならば、その理由について、答弁願いたい。

差異が生じないとするならば、ここに示されている「月六く八万円」の意味について、その理由を答弁願いたい。

このような曖昧なもので、真実と確認されたことになるのか、答弁願いたい。

13 帯広警察署について、積み上げ根拠の項では、課長、次長、係長はそれぞれ捜査費の交付を受け、手持ちとして金員を保管している。

同地検は、五名に対する捜査の過程において、それぞれが保管している手持ち金員の使途について、事実確認を行ったのか、答弁願いたい。

事実確認を行っていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。

また、それで確認あるものとした根拠について、答弁願いたい。

14 俱知安警察署について、積み上げ根拠の項で次長は、「捜査費・報償費は十く二十パーセントを控除して、各課(係長)

に渡していたが、金額は覚えていない。控除した分を運営費にしていた。」とし、極めて曖昧な根拠となっている。一方、執行できない経費の摘要では、「次長からの聴取の際に、説明、メモ等に基づき確認した。」と、具体的な根拠に基づき、執行できない経費の算出を行っている。

この曖昧な根拠と、具体的な根拠の間に生じている矛盾について、答弁願いたい。

15 帯広警察署について、平成十三年度及び平成十四年度分析表が示されない理由について、答弁願いたい。

その分析表を示すべきと考えるが、答弁願いたい。

16 帯広警察署について、平成十二年度分析表によると、摘要では、「副署長等からの説明により確認した。」とある。

説明にあたって、副署長は資料を提示したのか、または口頭のみによるものなのか、答弁願いたい。

説明にあたって、資料を提示したとするならば、その資料名について、答弁願いたい。

説明にあたって、口頭のみによるものとするならば、そのことを立証するに足り得る資料等の提示は行われたのか、答弁願いたい。

17 帯広警察署について、積み上げ根拠の項では、「副署長は三万円位、課長は一〇二万円と双方の申し立てに違いがあるため、低額の課長の申し立てを算定額とした。」とある。

課長の額を算定額とした根拠について、答弁願いたい。

また、それで確証あるものとした根拠について、答弁願いたい。

18 帯広警察署について、積み上げ根拠の項では、「副署長六万円位、課長は六〇八万円と双方の申し立て額が同額である六万円を算定額とした。」「副署長三万円位、課長は二〇三万円位と双方の申し立て額が同額である三万円を算定額とした。」とある。

双方が示した額には、明らかに食い違いがあるにも関わらず、同額とした根拠について、答弁願いたい。

19 帯広警察署について、積み上げ根拠の項では、「(運営費等は)受け取っていない(いなかった。)」とあるが、その部・課名について、答弁願いたい。

20 天塩警察署について、積み上げ根拠の項に「運営費」とある。

運営費は会計規則に基づいた費目なのか、答弁願いたい。

会計規則に基づいた費目でないとする

ならば、運営費と呼称している根拠について、答弁願いたい。

また、運営費の使途内容について、答弁願いたい。

21 天塩警察署について、積み上げ根拠の項に、「捜査費三〇四万円、報償費三〇五万円の半分を捜査員に交付し、残りは予備費として保留し、不足時に交付していた。」とある。

不足時とは、どのような事態を示しているのか、答弁願いたい。

不足時の交付を必要としない場合、予備費は、どのような方法で処理されるのか、答弁願いたい。

22 天塩警察署について、積み上げ根拠の項に、「係長は受領していたかどうか記憶がない。主任は個人に対してではなく係長として受領していたと説明。」とある。

主任の説明を裏付けるものは何か、答弁願いたい。

係長は記憶がないとしているが、このような曖昧な回答を、確認できたものとした根拠について、答弁願いたい。

23 天塩警察署について、積み上げ根拠の項に、「課長は受領した記憶がないとのことから、〇円で計上した。」とある。

このような曖昧な回答を、確認できた

ものとした根拠について、答弁願いたい。

24 白石警察署について、平成十二年度分析表の摘要では、「使途の内訳は、元副署長の説明により確認した。」とある。

説明にあたって、元副署長は資料を提示したのか、または口頭のみによるものなのか、答弁願いたい。

説明にあたって、資料を提示したとするならば、その資料名について、答弁願いたい。

説明にあたって、口頭のみによるものとするならば、そのことを立証するに足り得る資料等の提示は行われたのか、答弁願いたい。

25 白石警察署について、公費で執行できない経費の交際経費で、執行月不明としている箇所がある。

具体的に執行対象となった件数・人数及び金額が明示されているにも関わらず、執行月が不明とされている。それで確認あるものとした根拠について、答弁願いたい。

また、ここに該当する関係機関及び外郭団体に対しては、執行月の事実確認は行われたのか、答弁願いたい。

行われていないとするならば、その理由について、答弁願いたい。

26 白石警察署について、積み上げ根拠で五十嵐敏明署長は、「機動的、効果的に運用するために予め現金化していたというだけのもの。」としている。

機動的、効果的とは具体的にどのような状況のことを示すのか、答弁願いたい。

また捜査の過程において、正規な会計手続きによる支出を行った場合、捜査に対しては如何なる支障が生じるのか、答弁願いたい。

27 白石警察署について、積み上げ根拠で、「使途は地域課員の検挙実績に対する報償などであった。」としている。

検挙実績に対する報償とは、具体的にどのような状況を示すのか、答弁願いたい。

28 苫小牧警察署について、平成十二年度分析表によると、執行できない経費の項について、食糧経費の中で、補食として金員を支出している。

分析表に示されている、一人あたりに支出した単価の算出根拠について、答弁願いたい。

29 苫小牧警察署について、積み上げ根拠で角森正人署長は、「捜査費・報償費に一部不適正な処理があったが、すべて警察活動に使用し、署長個人の手当の受領

はなかった。」としている。

一部不適正な処理の内容について、答弁願いたい。

また、すべて警察活動に使用したとする根拠について、答弁願いたい。

30 苫小牧警察署について、積み上げ根拠で、「聴取した捜査員九名中八名は捜査費の受領を否定。」としている。

拒否した理由について、答弁願いたい。

31 苫小牧警察署について、積み上げ根拠で、「課長は捜査費の受領を否定している。」としている。

調査委員会が課長の否定を「了」とした根拠について、答弁願いたい。

32 旭川中央警察署について、平成十二年度分析表の摘要では、「副署長からの聴取の際、備忘録、記憶等に基づくもの。」としている。

記憶を裏付けるものについて、答弁願いたい。

このような曖昧な回答を、確認できたものとした根拠について、答弁願いたい。

33 旭川中央警察署について、積み上げ根拠で片貝忠男署長は、「正規な手続きを経ないことは認識していた。」としているが、正規な手続きを経ない理由につい

て、答弁願いたい。

34 同地検の岩崎担当検事から、分析表の確認が得られない額について、「確認できなかった金額は数万円程度。」との主旨の説明があった。

五署について、分析表の確認が得られない額のうち、確認された項目と金額の全てを答弁願いたい。

確認できない金額は、数万円程度との説明だが、五署毎に確認できない金額を答弁願いたい。

確認できない金額の使途が不明な中、私的流用がなく不起訴とした根拠について、答弁願いたい。

(3) 調査委員会最終報告及び、北海道監査委員による特別監査・確認の監査報告、会計検査院決算報告に伴う国費及び北海道費の返還について

1 北海道警察は、国費(六億五千六百八十一万四千七百二十四円 法定利息含む)、北海道費(三億五百七十七万八千二百四十九円 法定利息含む)、総額九億六千二百五十九万二千九百七十三円を返還した。それに対して、北海道警察返還金処理委員会(以下、単に「処理委員会」という)には、平成十七年十一月三十日現在で十二億六千三百一万四千五百八十三円の収入があり、三億五万九千十円の

余剰金が出たものとされている。

この内容は事実か、答弁願いたい。

また、余剰金の清算内容等、及び清算内容を決定する者(もしくは機関)について、答弁願いたい。

2 収入の内訳に、「拠出金」、「協力金等」とあるが、拠出金、協力金それぞれが示す意味と内容について答弁願いたい。

「協力金等」に記載されている「等」とは、どのような意味を示すのか、その内容について答弁願いたい。

3 拠出金及び協力金等の内容について、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長は含まれているのか、答弁願いたい。

処理委員会は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長から、公職選挙法上、寄附を受けることのできる団体として認められるものか、答弁願いたい。

公職選挙法上、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長が処理委員会に寄附を行ったとした場合、その者による寄附金は、どのように処理されるのか、答弁願いたい。

4 「拠出金」に応じた人数、「協力金等」に応じた人数について、答弁願いたい。

5 収入、余剰金及び、余剰金の清算内容

については、今般の北海道警察による公金の不正流用により、公金のあり方が大きく問われている事態を鑑みれば、納税者に対しては、その情報の全てを公開する義務が生じていると考えられる。

公開するとするならば、その時期及び方法について、答弁願いたい。

また公開をしないとするならば、その理由について、答弁願いたい。

6 1に示した通り、余剰金があるとするならば、処理委員会の収益として税務申告すべきと考えるが、答弁願いたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第四二号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鉢呂吉雄君提出北海道警察における国費及び北海道費の不正経理問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鉢呂吉雄君提出北海道警察における国費及び北海道費の不正経理問題に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関

係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一の(二)について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、捜査用報償費等の使途に関する捜査等を含め所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一般論として言えば、捜査は、その必要性等種々の事情を勘案し、適切な範囲において、関係者のプライバシーや生命、身体、安全にも配慮しつつ行われるべきものと承知している。

一の(三)について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一の(四)について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行っ

たものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一の(五)の1について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

一の(五)の2について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであるもので、答弁を差し控えたい。

一の(五)の3について

御指摘の裁判例は、「横領罪における不法領得の意思は、他人の物の占有者が権限なくして、その物に対し所有者でなければできないような処分行為をする意思をいうのであって、必ずしも占有者自己の利益取得を意図することを必要としないことは、夙に当裁判所の判例とするとところである」等と判示したものと承知している。

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであるもので、答弁を差し控えたい。

一の(六)について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、また、不起訴処分の当否は、個別具体的な事件における捜査機関の判断にわたる事項であるので、答弁を差し控えたい。

一の(七)について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、また、不起訴処分の当否は、個別具体的な事件における捜査機関の判断にわたる事項であるので、答弁を差し控えたい。

なお、一般論として言えば、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百四十八条の規定に基づいて、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

二の(一)の1について

北海道警察によると、御指摘の元職員は、札幌方面俱知安警察署において、前渡資金の管理、支払等の業務に従事していたことである。

御指摘の事件の公訴事実の要旨は、被告人は、札幌方面俱知安警察署に会計給与係長として勤務し、前渡資金の管理、支払等の業務に従事していたものであるが、平成十四年四月十八日から平成十七年一月二十六日までの間、前後二十一回にわたり、北海道虻田郡内の銀行支店において、同支店に開設の同警察署資金前渡員名義の普通預金口座に預金された金員を同警察署のため業務上預かり保管中、自己の用途に充てる目的で、ほしほしに、そのうち合計約二百十三万円を同郡内の銀行支店等に開設された自己名義の普通預金口座に振替入金して横領したというものであるが、現在、当該事件は札幌地方裁判所に係属中であるので、具体的な事項については答弁を差し控えたい。

二の(一)の3について

北海道警察によると、御指摘の期間、前渡資金の支払については、札幌方面俱知安警察署長及び同警察署次長が、北海道財務規則(昭和四十五年北海道規則第三十号)に基づき、請求書と前渡資金支払決定書とを照らし合わせるなどして決裁を行っていたとのことである。

また、御指摘の期間には、北海道警察本部による監査が実施されたとのことである。

官 報 (号 外)

二の(一)の4について

北海道警察によると、書類上の体裁が巧妙に整えられていたことから、北海道警察予算執行調査委員会による調査においては、業務上横領の事実が判明しなかったとのことである。

二の(一)の5について

北海道警察によると、調査を行った人数は二十八人であり、また、調査対象となつた人数は百二十五人であるとのことである。

調査対象となつた予算費目は、国費の捜査費及び旅費並びに道費の捜査用報償費、旅費、食糧費及び交際費であるとのことである。

調査に要した期間は、平成十六年四月から平成十七年二月までの間であり、また、調査において示された書類等の名称は、捜査費証拠書、国費旅行命令簿、国費旅費復命書、出勤整理簿、捜査報告書等であるとのことである。

二の(二)の1について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した釧路方面帯広警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、職員が懇親会等に出席した場合においては、懇親会等の主催者から領収書が発行されたときと発行されなかったときがあるとのことである。また、原則として主催者に対して領収書の発行を求めることとしていたが、従前から領収書の発行を求めている場合には、改めて

領収書の発行を求めないこととしていたとのことである。

また、会費については主催者に支払われているが、このことについては、関係者の説明内容等で十分であると判断したことから、主催者に対する確認は行っていないとのことである。

二の(二)の2について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、御指摘の単価は、関係者の説明内容等に基づくものであるとのことである。

二の(二)の3について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、同警察署次長から職員に現金を渡していたとのことである。

また、現金を渡された当時の職員は特定できず、渡された現金の処理の方法は明らかにならなかったとのことである。

二の(二)の4について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度又は平成十一年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、御指摘

の支出金額は、関係者の説明内容等に基づくものであるとのことである。

二の(二)の5について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度又は平成十一年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、同警察署次長から職員に現金を渡していたとのことである。

また、現金を渡された当時の職員は特定できず、渡された現金の処理の方法は明らかにならなかったとのことである。

二の(二)の6について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、御指摘の支出金額は、関係者の説明内容等に基づくものであるとのことである。

二の(二)の7について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、同警察署次長から職員に現金を渡していたとのことである。

また、現金を渡された当時の職員は特定できず、渡された現金の処理の方法は明らかになら

なかったとのことである。

二の(二)の8について

北海道警察によると、御指摘の「執行分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、領収書は、存在しないとのことである。

二の(二)の9について

北海道警察によると、領収書は、既に廃棄していたこと等により存在しないとのことである。

二の(二)の10について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、御指摘の「説明」とは、私的なメモ等を提示しての説明であるとのことである。

また、御指摘の「メモ等」とは、私的なメモ等であるとのことである。

北海道警察においては、このようなメモ等の提示を受けつつ関係者から聞き取りを行うなど適切な調査を行っていることと承知している。

二の(二)の11について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十年度の捜査用報償費等使途先分析表

であると考えられるが、御指摘の当時の係長が「三万円位」支払ったと説明したことから、その旨を同分析表に記述したとのことである。

同人が領収書を受け取らなかったため領収書は存在しないが、同人は、受け取らなかった理由は領収書は必要ないと認識していたためであると説明したとのことである。

また、「三万円位」を支払ったことについては、関係者の説明内容等から確認したとのことである。

二の(2)の12について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した釧路方面帯広警察署に係る平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の課長は、月ごとに捜査活動に要する経費として交付された額に差異が生じており、その理由は、月ごとに捜査状況が異なるため捜査に必要な額が変動したためであると説明したとのことである。

また、月ごとに六万円を交付したことについては、関係者の説明内容等から確認したとのことである。

二の(2)の13について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細について

は、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の(2)の14について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面倶知安警察署に係る平成十一年度又は平成十一年度の捜査用報償費等使途先分析表及び捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、使途及び金額について確認が得られた経費のみを捜査活動に要する経費等の額としており、御指摘の当時の次長の説明内容については、他の関係者の説明内容等から確認できなかったことから、当時の次長の説明内容にかかわることなく、捜査活動に要する経費等の算定を行ったとのことである。

二の(2)の15について

北海道警察によると、捜査用報償費等執行分析表は、不適正に執行された予算の使途を分析するために作成するものであり、釧路方面帯広警察署においては、平成十三年度及び平成十四年度の予算について、不適正な執行が行われていなかったことから、捜査用報償費等執行分析表を作成しなかったためであるとのことである。

二の(2)の16について

北海道警察によると、御指摘の当時の副署長は、口頭で説明し、資料は提示していないとのことである。

ことである。

また、同人の説明内容については、他の関係者の備忘録により確認したとのことである。

二の(2)の17について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した釧路方面帯広警察署に係る平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、他の関係者の説明内容等と照らし合わせることにより、御指摘の当時の課長の説明に係る金額を捜査活動に要する経費の算定根拠としたとのことである。

また、金額については、関係者の説明内容等を照らし合わせることにより確認が得られたとのことである。

二の(2)の18について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した釧路方面帯広警察署に係る平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、他の関係者の説明内容等と照らし合わせることにより、六万円及び三万円を捜査活動に要する経費の算定根拠としたとのことである。

二の(2)の19について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した釧路方面帯広警察署に係る平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表のことであると考えられる

が、御指摘の積み上げ根拠の項に係る職名を公表した場合、今後の同様の調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたいとのことである。

二の(2)の20について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した旭川方面天塩警察署に係る平成十一年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の「運営費」は、会計に関する法令に基づく費目ではなく、そのように呼称される根拠は明らかではないとのことである。

また、御指摘の当時の警察署長は、御指摘の「運営費」を職員を慰労するための会合の開催に要する経費等に使用していたと説明したとのことである。

二の(2)の21について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した旭川方面天塩警察署に係る平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の次長は、御指摘の「不足時」とは、職員に対し事前に交付した額では捜査活動に要する経費を賄うことができなくなる場合を指すと説明したとのことである。

また、同人は、御指摘の「予備費」を「不足時」に備えて保管し、事後に必要に応じて捜査活動に要する経費を賄うため交付していたと説明し

官 報 (号 外)

たとのことである。

二の(2)の22について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した旭川方面天塩警察署に係る平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の主任の説明内容については、他の関係者の説明内容等から確認したこととである。

二の(2)の23について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した旭川方面天塩警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の課長の説明内容については、他の関係者の説明内容等から確認したこととである。

二の(2)の24について

北海道警察によると、御指摘の当時の副署長は、私的なメモを提示して説明したこととである。

二の(2)の25について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面白石警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等執行分析表であると考えられるが、関係者の説明内容等から、使途及び金額について確認したこととである。

また、関係者の説明内容等で十分であると判断したことから、御指摘のような関係機関等に対する確認は行っていないとのこととである。

二の(2)の26について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面白石警察署に係る平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の警察署長は、「機動的」とは職員が必要に応じて速やかに捜査活動に要する経費に現金を使用できる状態にあることを、「効果的」とはその使用により犯人の検挙につながる情報が入手できるなどの成果が上がる状態にあることを意味すると説明したこととである。

また、同人は、予算の執行に関する手続により捜査費等を執行した場合には、犯人の検挙につながる情報を入手する機会を逸するおそれがあると判断したと説明したこととである。

二の(2)の27について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面白石警察署に係る平成十年度、平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、地域課員による事件検挙等の功労に報いるため、現金等を交付したことを指すとのこととである。

二の(2)の28について

北海道警察によると、御指摘の単価は、関係者の説明内容等に基づくものであるとのこととである。

ある。

二の(2)の29について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面苫小牧警察署に係る平成十一年度又は平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の警察署長は、所定の目的以外の目的に予算が使用され、及び予算の執行に関し手続違反があったと説明したこととである。

また、同人の御指摘の説明内容については、当時の認識につき述べたものであると考えているとのこととである。

二の(2)の30について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面苫小牧警察署に係る平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の関係者は、定期的に現金の交付を受けた記憶がないためであると説明したこととである。

二の(2)の31について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した札幌方面苫小牧警察署に係る平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の課長の説明内容については、他の関係者の説明内容等から確認したこととである。

二の(2)の32について

北海道警察によると、御指摘の当時の副署長の説明内容を裏付けけるものは、他の関係者の備

忘録等であるとのこととである。

また、同人の説明内容については、他の関係者の説明内容等から確認したこととである。

二の(2)の33について

北海道警察によると、御指摘の「分析表」は、北海道警察が作成した旭川方面旭川中央警察署に係る平成十二年度の捜査用報償費等使途先分析表であると考えられるが、御指摘の当時の警察署長は、日常の捜査活動の効率性等を考慮したためであると説明したこととである。

二の(2)の34について

札幌地方検察庁においては、御指摘の事件の処分に当たり、関係者の取調べ、会計書類等関係証拠の押収及びその精査等所要の捜査を行ったものと承知しているが、その詳細については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

二の(3)の1について

北海道警察によると、平成十七年十一月三十日現在、北海道警察返還金処理委員会における収入は十二億六千三百一十四万五千八百八十三円であり、国に返還した額は六億五千六百八十一万四千七百二十四円、北海道に返還した額は三億五千七百七十八万二千二百四十九円であるとのこととである。御指摘の三億五千万九千十円については、余剰金ではなく平成十七年十一月三十日現在の残高であるとのこととである。

また、余剰金が生じた場合の清算の方法等に

つては、北海道警察返還金処理委員会が提出者の意見を踏まえて検討を行い、決定することとしていることである。

二の(3)の2について

北海道警察によると、北海道警察返還金処理委員会において、収入の内訳を提出金及び協力金等としており、「提出金」とは平成十年四月一日から平成十六年十一月二十二日までの間に北海道警察の職員であつた者で警部以上の階級にあつた警察官又はこれに相当する職にあつたその他の職員であつたものから提出されたものを、「協力金」とは平成十年三月三十一日以前に北海道警察を退職した者で退職時に警部以上の階級にあつた警察官又はこれに相当する職にあつたその他の職員であつたもの等から提出されたものを、また、御指摘の協力金等の「等」とは平成十年三月三十一日以前に北海道警察を退職した者の家族等から提出されたものを指すとのことである。

二の(3)の3について

北海道警察によると、提出者にどのような者が含まれるかについて公表した場合、個人の提出状況を明らかにすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたことである。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)上、公職の候補者等は当該選挙区内にある者に対して寄附を行うことはできないこととされているが、個別の事案が同法が禁止する行為に該当する

るか否かについては、具体の事実に即して判断すべきであると考え。

衆議院議員等から寄附金を受領した団体が、当該寄附金をどのように処理するかについて、公職選挙法上、特段の規定はない。

二の(3)の4について

北海道警察によると、平成十七年十一月三十日現在、提出金を提出した人数は千八百七十八人、協力金等を提出した人数は八百八十五人であることである。

二の(3)の5について

北海道警察によると、北海道警察返還金処理委員会において、公表の要否等について検討することとしていることである。

二の(3)の6について

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)上、法人格を有しない団体が、同法第二条第八号に規定する人格のない社団等に該当しない場合又は同号に規定する人格のない社団等に該当する場合であっても同条第十三号に規定する収益事業を営むものでないとき若しくは同法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等を行うものでないときには、法人税に係る申告を行う必要はない。

北海道警察によると、北海道警察返還金処理委員会は、収益事業を営むものでないこと等から、法人税に係る申告を行う必要はないと判断していることである。

平成十八年二月二日提出
質 問 第 四 三 号

一九五六年の日ソ国交回復交渉に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

一九五六年の日ソ国交回復交渉に関する質問
問主意書

一 元外務省職員で日ソ国交回復交渉の全権団の一員であつた松本俊一元衆議院議員が一九六六年に朝日新聞社から回想録「モスクワにける虹 日ソ国交回復秘録」(以下「モスクワにける虹」という。)を出版したが、右出版に際しては外務省に出版届が提出されたか。

二 「モスクワにける虹」が出版される前に外務省は松本俊一氏と本書の出版に関する協議を行った事実があるか。事実があるならば、その際、外務省はどのようなコメントを松本俊一氏に対して伝えたか。また協議の記録は外務省に保存されているか。

三 「モスクワにける虹」が出版された後にソ連側から本書の内容に関する照会や抗議が行われたという事実があるか。事実があるならば、その日時と内容を明らかにされたい。また、日ソ間のやりとりについての記録は外務省に保存されているか。

四 「モスクワにける虹」が出版された後に外務省は松本俊一氏と本書の出版に関して協議を

行った事実があるか。事実があるならば、外務省はどのようなコメントを松本俊一氏に対して伝えたか。また協議の記録は外務省に保存されているか。

五 「モスクワにける虹」には付属参考資料として、二十一点の外交文書が収録されているが、その内、「対日平和条約に関するソ連側の修正点(一九五一年九月五日)」、「一九五五年八月四日ソ連側提出の平和条約案」、「一九五五年八月十六日日本側提出の条約案」、「ロンドン交渉中に妥結をみた平和条約案文(一九五六年三月二十日現在)」、「日ソ平和条約案(一九五六年八月十四日現在)」の四点は外務省に保管されているか。

六 「モスクワにける虹」において、一九五六年八月十九日、ロンドンのホテルで松本俊一氏は、同日、ダレス米 국무長官との会見を終えた重光葵外務大臣の発言として百十七頁以下の内容を記述している。「重光外相はその日ホテルに帰つてくると、さっそく私を外相の寝室に呼び入れて、やや青ざめた顔をして、『ダレスは全くひどいことをいう。もし日本が国後、択捉をソ連に帰属せしめたなら、沖繩をアメリカの領土とするということをいった』として、すこぶる興奮した顔つきで、私にダレスの主張を話してくれた。」

ダレス米 국무長官から重光外務大臣に対して、「もし日本が国後、択捉をソ連に帰属せし

めたなら、沖縄をアメリカの領土とする」との発言がなされたか。事実関係について示された。

七 一九五六年八月十九日にロンドンで重光外務

大臣が米国大使館を訪問し、ダレス米 국무務長官と会談したという事実があるか。また、この会談について記録した文書が存在するか。右質問する。

内閣衆質一六四第四三号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九五六年の日ソ国交回復交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九五六年の日ソ国交回復交渉に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

外務省において調査した範囲では、出版届の提出を含め、御指摘の事実は、確認されなかった。

五について

御指摘の四点の文書の存否及びその真偽を含め、平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の内容にかかわる事柄について明らか

にすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

六及び七について

御指摘の会談が行われたことは事実であり、その記録は外務省において保管されているが、交渉の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

平成十八年二月二日提出
質問 第四四号

北方四島の管轄権に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方四島の管轄権に関する質問主意書

一 平成十七年十一月四日付答弁書（内閣衆質一六三第五三三）において、政府は「無査証で北方四島に滞在していた日本外務省職員が、ロシア当局に対して釣りの許可証を求めた事例があるか。あるとすれば、その事例について説明されたい。また、かかる行為はロシアの北方四島に対する管轄権の行使を前提としていることにはならないか。」との質問に対し、「お尋ねの事実は、確認されていない」と答弁しているが、右答弁書は十分な調査を行った上で真実を記載したもののか。

二 平成八年九月六日付北海道新聞朝刊は、「日本政府の人道支援で医療施設を建設するため、北方領土の択捉島を訪れていた外務省担当官が、日本人作業員らに現地漁業管理局発行の釣りの許可証の取得をあっせんしていたことが五日、明らかになった。（中略）クリール地区漁業管理局のロバーチン局長によると、外務務官は地区行政府を通じ、『作業員が釣りをしたがつていて。便宜を図ってほしい』と依頼。カラフトマスは解禁前だったが、同管理局は特例として有料で許可証を発行し、これを受けた作業員十二人が紗那（クリール）の建設現場近くの川で釣った。」と報じているが、右の報道は事実か。

三 二の事案に関し、外務省が対外応答要領を作成したという事実はあるか。対外応答要領では、本件の事実関係並びに釣りの許可証を申請した外務省職員の行動についてどのような評価をしたか。

四 二の事案があり、記録が保管されていたとするならば、平成十七年十一月四日付答弁書（内閣衆質一六三第五三三）において、政府が事実関係を率直に確認せずに「お尋ねの事実は、確認されていない」と答弁した真意を示されたか。右質問する。

内閣衆質一六四第四四号

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の管轄権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島の管轄権に関する質問に対する答弁書

一について

北方四島に対する管轄権などに関する質問主意書（平成十七年十月三十一日提出質問第五三三号。以下「質問主意書」という。）のうち御指摘の質問については、質問主意書の提出を受けて外務省において行った調査に基づき、衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島に対する管轄権などに関する質問に対する答弁書（平成十七年十一月四日内閣衆質一六三第五三三。以下「答弁書」という。）において答弁したものである。

二から四までについて

答弁書の十一について述べたとおり、外務省職員が釣りの「許可証」を求めた事実については確認されていないが、平成八年八月、支援委員会を通じた支援である択捉島におけるプレハブ仮設レントゲン室建設の作業に同行していた外務省職員が、同レントゲン室建設作業員の要望を受けて釣りをを行うための便宜を図ったところ、事後的に「中央クリル漁業資源監督局」が発

給した「許可証」を一方的に渡されることとなった事実は確認されている。なお、この事実に関する対外応答要領は、外務省において作成されており、この対外応答要領においては、当該外務省職員が「中央クリル漁業資源監督局」から「許可証」を受け取ったことは、適切さを欠くものであったとされている。

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地、普天間基地からの電波障害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木克昌君提出特別会計の改革及び積立金・剰余金の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員自殺事件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省船橋分室の業務内容に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質問に対する答弁書

平成十八年二月三日提出
質問 第四五号

嘉手納基地、普天間基地からの電波障害に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

嘉手納基地、普天間基地からの電波障害に関する質問主意書

沖縄県うるま市は、在沖米海兵隊基地司令部を管理部隊とするキャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス及び在沖米海軍艦隊司令部を管理部隊とする天願橋などの米軍基地が所在している。

また、うるま市栄野比、川崎、昆布、字石川東恩納、字石川美原などの集落は、米軍嘉手納飛行場から離発着する軍用機の飛行コースになっている。従って、うるま市の広範な地域にわたる市民は、嘉手納基地から離発着する軍用機の「殺人的な爆音」や深刻な電波障害に長年苦しめられている。最近、これら市民の間から、早急な電波障害の解消を求める要望が高まっている。電波障害は、特にテレビジョン放送の受信に大きな支障を及ぼしており、関係者の生活環境を破壊していると言わざるを得ない。

国は、早急に嘉手納基地周辺の電波障害の被害実態を究明し、然るべき有効な対策を速やかに講ずるべきである。同様な電波障害は、普天間基地

周辺でも確認されている。以下、質問する。

一 国は、嘉手納基地周辺、特にうるま市における軍用機の離発着に伴う電波障害の実態を調査したことがあるのか、あればその調査結果を明らかにした上で、政府の見解を明らかにされたい。また、過去に調査したことがないのであれば、うるま市当局及び関係住民から調査要求があった場合、それに応ずる考えがあるのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 嘉手納基地周辺住民が電波障害の解消を求めた場合、政府はいかなる法律並びに政省令の根拠をもって対応されるのか、根拠法令等を具体的に示されたい。

三 沖縄以外の他県においては、防衛施設周辺における軍用機等の離発着に伴う電波障害について、テレビジョン放送の共同受信施設を国の責任で設置済みであると理解する。各防衛施設(基地)ごとの設置済みの共同受信施設の数明らかにした上で、その費用対効果について政府の見解を明らかにされたい。

四 政府は、嘉手納基地、普天間基地から離発着する軍用機の電波障害の実態調査に向けた予算措置を講ずるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第四五号
平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地、普天間基地からの電波障害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地、普天間基地からの電波障害に関する質問に対する答弁書

一及び四について

防衛施設庁においては、お尋ねの嘉手納飛行場周辺における「電波障害の実態」を調査したことはない。また、航空機の離陸、着陸等の実施により生ずるテレビジョン放送の受信障害(以下「航空機受信障害」という。)の実態調査を同飛行場及び普天間飛行場の周辺において実施することについては、関係する地方公共団体等からの要請を踏まえて航空機受信障害の状況を聴いた上で、実態調査のための予算措置を講ずることを含め、その要否を検討してまいりたい。

二について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号。以下「法」という。)第三条第一項並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年

政令第二百二十八号。以下「令」という。）第一条第一号、第二条及び第三条第二号の規定において、国は、地方公共団体その他の者が航空機受信障害を防止し、又は軽減するため、テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設（以下「共同受信施設」という。）について必要な工事を行うときは、その者に対し、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとされている。

三について

航空機受信障害に関して防衛施設周辺において法第三条第一項並びに令第一条第一号、第二条及び第三条第二号の規定による補助を受けて設置された共同受信施設を利用している世帯数として把握しているものをお示しすると、千歳飛行場にあつては約一万二千三百世帯、三沢飛行場及び三沢対地射撃場にあつては約二万八千六百世帯、松島飛行場にあつては約三千四百世帯、入間飛行場にあつては約四千九百世帯、厚木飛行場にあつては約一万五千二百世帯、小松飛行場にあつては約三千二百世帯である。

右に述べた共同受信施設は、それぞれ、防衛施設周辺において航空機受信障害が生じている地域に設置されたものであり、これらの設置により法第三条第一項の目的である航空機受信障害の防止等が図られていることから妥当なものと考えている。

平成十八年二月三日提出
質問 第四六号

国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外六名提出）に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

国会議員互助年金法を廃止する法律案（宮路和明君外六名提出）に関する質問主意書

平成十八年二月三日、参議院本会議で可決・成立した「国会議員互助年金法を廃止する法律案」（宮路和明君外六名提出）は、見かけ上「議員年金廃止」をうたつてはいるものの、今後も議員年金が継続する「偽装廃止法」である。よつて、以下質問する。

一 本法律は、議員立法であるため、議院法制局の審査を経たものと思われるが、「国会議員互助年金」制度自体は形式的に廃止されても、引き続き、現役、OB議員を含め議員年金の支給が継続される内容を含む法律の名称が、単に「廃止する法律」というのでは、「名は体をあらわさず」、「一切の議員年金が廃止された」との誤解を生じさせる。国民を欺く名称と考えるが、内閣法制局の見解如何。この法律の内容からして本来あるべき名称案も付されたい。

二 小泉首相も昨年十二月七日、この法律案をみて「駄目だ。それでは廃止にならない」と、自民党幹部に見直しを指示したという。極めて真つ当な判断である。それがなぜ、翌日、与党幹部

の説明で撤回してしまったのか。その理由は何か。公僕たる国会議員の年金制度は、国に関わる大事であると考えるので、内閣総理大臣の立場としての見解を問う。

三 この法律の背景には、既に受給資格を得た議員あるいは議員OBへの年金完全廃止は、憲法二十九条が保障する「財産権を侵害する」という考え方があると思われるが、これについての内閣の見解を問う。

四 サラリーマンが加入する「厚生年金基金」の場合、労使からなる代議員の多数によつて解散を決めることができるが、その際、廃止した制度の年金受給権が「年金」として保護されるという法的構成にはなっていない。受給者は、基金の保有する資産の範囲内で清算一時金を受け取り、受給者がその一時金を年金にしたいと希望する時は、「企業年金連合会」に移管することができ。ただ、その額は、精算一時金をベースとして計算し直されるため、大幅減額となる。

サラリーマンには、こういう年金完全廃止の法律上の措置を講じながら、税金で多額の歳費や年金を受給してきた国会議員あるいは議員OBに、同様の措置が講じられない理由は何か。

五 それとも、国会議員あるいは議員OBの互助年金も、同様に解散し、「その清算一時金を基に、国民年金基金連合会に移管することができ」る「旨の法律の制定は、憲法二十九条の「財産権」を侵害することには当たらず、立法政策上

の問題と考えて良いか。そうすれば、民間と同様に、国民年金の上乗せ給付できる途が開かれ、議員年金は、議員OBを含めて名実共に完全廃止となるが、政府はどう考えるのか。

六 与党内では、年金廃止対象となる議員の声に配慮して、新たに退職金制度の創設を求める動きが活発化しているという。退職金制度が導入されれば、その大部分は税金で賄われる可能性が高く、財政構造改革を進める政府としても看過できない事態と考えるが、政府の見解如何。右質問する。

（参照条文）

「厚生年金保険法」

（解散）

第百四十五条 基金は、次に掲げる理由により解散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決

二 三（略）

2（略）

（基金の解散による年金たる給付等の支給に関する義務等の消滅）

第百四十六条 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。（後略）

（連合会）

第百四十九条 基金は、中途脱退者及び解散した

基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「解散基金加入員」という。)に係る老齢年金給付の支給を共同して行うとともに、第百六十五条から第百六十五条の三までに規定する年金給付等積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 (略)

〔国民年金法〕
(連合会)

第百三十七条の二 基金は、第百三十七条の十七第一項に規定する中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

内閣衆質一六四第四六号

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねにある法律案は、衆議院議員により発

議され、国会の両院での審議を経て法律として成立したものであり、政府としては、お答えする立場にない。

六について

新たな退職金制度が創設されるか否かが明らかではなく、また、その内容も明らかでないため、お答えすることはできない。

平成十八年二月三日提出
質問 第四七号

特別会計の改革及び積立金・剰余金の活用に関する質問主意書

提出者 鈴木 克昌

特別会計の改革及び積立金・剰余金の活用に関する質問主意書

我が国の財政状況は主要先進国の中でも最悪の状況にあることは、最早説明を要しない。国及び地方を合わせた長期債務残高は、平成一八年度末には七七五兆円、対GDP比率は一五〇・八%に達しようとしている。毎年度の国債発行額は、平成一〇年度以降三〇兆円を超え、国債依存度も近年四割を超える状況が続いてきた。一般会計のプライマリーバランスは依然一〇兆円を超える赤字であり、このような赤字財政をいつまでも続けていくことができないことは明白である。

小泉内閣も構造改革を掲げ、政府系金融機関や特別会計の改革により早く取りかかろうとしてい

るが、現状は尻抜けだらけの不完全な改革に終わろうとしている。特に、特別会計の改革については、平成一五年一月に財政制度等審議会から、特別会計の見直しについて報告書が提出されて以降、毎年度そのフォローアップ報告書が出されてきた。政府は平成一八年度予算編成に併せて特別会計の改革を含む行政改革の重要方針を閣議決定したが、政府の特別会計に対する改革の基本的姿勢は定まっておらず、単なる数合わせに終わろうとしている。こうした観点から、以下、特別会計の現状及び政府がこれから行おうとしている改革、併せて一八年度予算において採られた積立金・剰余金の活用について質問する。

一 道路整備、港湾整備、空港整備、治水及び都市開発資金融通の五つの特別会計を統合して、一つの特別会計にしようとしているが、統合する特別会計には勘定を設ける考えはあるのか示されたい。

現在の特別会計を各勘定として存続させるのであれば、これらの特別会計を統合する意味はないのではないか。公共事業を行う特別会計は、一般に一般会計からの繰入割合が高く、特別会計で事業を行う意義が薄いと言われている。なぜ、一般会計に統合しないのか、その理由を示されたい。

二 産業投資特別会計の社会資本整備勘定を廃止することは当然であるが、産業投資勘定も既に各方面からその歴史的使命は終了したと指摘さ

れており、廃止するのが当然と考える。今回、産業投資勘定を廃止ではなく、財政融資資金特別会計に移管する方針を示している理由を示されたい。

三 平成一八年度予算では、財政融資資金特別会計、外国為替資金特別会計、産業投資特別会計、電源開発促進対策特別会計、農業経営基盤強化措置特別会計の五つの特別会計から積立金・剰余金一三・八兆円を他の特別会計及び一般会計に繰り入れ、財政健全化に役立たせるとしている。特別会計にある積立金・剰余金の活用については、平成一七年一〇月一二日の衆議院財務金融委員会において私が指摘した所であるが、当時谷垣財務大臣は私のこの提案を拒否された。しかるに、一八年度予算において前記五つの特別会計の積立金・剰余金を他の特別会計及び一般会計に繰り入れ、活用することにした理由は何か。一〇月一二日の財務金融委員会での私の活用提案との関連で、その理由を明示されたい。

四 平成一八年度予算において電源開発促進対策特別会計から五九五億円を一般会計に繰り入れることとしており、財務省が予算編成後に作成した「特別会計の見直しについて」(平成一七年一二月 財務省主計局)においても、特別会計改革の具体的成果として説明されている。しかし、電源開発促進対策特別会計から一般会計への繰入五九五億円については、「平成十八年度

における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案の第三条第2項において、後日一般会計から同特別会計に返済する旨の規定が置かれており、事実上同特別会計からの借り入れ金である。なぜ、電源開発促進対策特別会計から一般会計に繰り入れる五九五億円だけを後日返済することにしたのかその理由を明示されたい。

併せて、一般会計に返済する場合、この間の利子分の扱いはどのようなものか、明示されたい。
右質問する。

内閣衆質一六四第四七号

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木克昌君提出特別会計の改革及び積立金・剰余金の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木克昌君提出特別会計の改革及び積立金・剰余金の活用に関する質問に対する答弁書

一について

道路整備特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、治水特別会計及び都市開発、資金融通特別会計の五つの特別会計については、地

方公共団体や民間事業者からの負担金、借入金などがあり、受益と負担の対応関係等を明確化しつつ、無駄を排除するとの観点から、これらの特別会計を平成二十年度までに統合することとしたものである。

統合後の勘定区分については、適切な措置を今後検討することとしている。

二について

産業投資特別会計産業投資勘定（以下「産投勘定」という。）は、産業の開発及び貿易の振興を目的とし、民間だけでは十分にリスクを負えない分野を対象として、政策的に投資資金の配分を行うとの財政的な資源配分機能を果たしている。

具体的な投資対象については、社会経済情勢の変化に応じて見直しを行ってきたところであり、現在は、都市再生・地域再生等の大規模プロジェクトや中小企業金融分野の証券化等新たな金融手法の普及等のリスクを伴う分野を対象としている。このように、民間だけでは十分にリスクを負えない分野は引き続き存在すると考えられることから、こうした分野に対し投資資金の配分を行うため、産投勘定の業務を引き続き実施する必要がある。

また、産投勘定における投資と財政融資との一貫性を確保することを可能とする等の効果が見込まれることから、産投勘定の業務は、平成二十年度までに、財政融資資金特別会計に移管

して実施することとしたものである。

なお、その後、民間での対応等を勘案の上で、一定期間経過後、産投勘定自体の在り方を、その存否も含め検討することとしている。

三について

特別会計の剰余金及び積立金については、現下の厳しい財政状況を踏まえ、財政の健全化に貢献するよう、それらの必要性等につき点検を行った。その結果、平成十八年度予算において、合計十三兆八千三百十二億円の剰余金及び積立金を活用することとしている。

財政融資資金特別会計における金利変動準備金については、財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第七条及び財政融資資金特別会計の損益計算の方法等に関する訓令（平成十二年大蔵省訓令第百五号）第三条の規定に基づき総資産の千分の百に相当する額を上限として計上することが適当であるとしてきたが、平成十八年度においては、特別会計改革及び資産・債務改革をできるだけ早期に予算に反映させ、併せて国債残高抑制の要請に対応することとし、同特別会計の総資産の減少が当面継続することを踏まえれば、総資産に対する金利変動準備金の割合の考え方を維持しつつも、同準備金の一部を同特別会計に生じた損失の補填以外の目的に活用することができると判断して、同特別会計から十二兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てることとし

ている。

外国為替資金特別会計においては、同特別会計の健全性の維持及び一般会計の厳しい財政事情を総合的に勘案し、財政の健全化に貢献するため、平成十七年度に生じると見込まれる剰余のうち一兆六千二百二十億円を一般会計に繰り入れることとしている。

産業投資特別会計、電源開発促進対策特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計においては、歳出を厳しく見直した結果として剰余が生じる見込みとなったことから、財政の健全化に貢献するため、産業投資特別会計から千二百二十億円、電源開発促進対策特別会計から五百九十五億円、農業経営基盤強化措置特別会計から二百九十五億円をそれぞれ一般会計に繰り入れることとしている。

四について

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（以下「特例公債法案」という。）第三条第一項の規定による電源開発促進対策特別会計から一般会計への繰入金については、一般会計の収支の改善に寄与するため一時的に剰余資金の有効活用を図る観点から行うものであるが、その財源である電源開発促進税は電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第一条に規定する費用（以下「特定費用」という。）に充てるため課することとされていることから、最終的には特定費用に充てる

必要がある。このため、電源開発促進対策特別会計から一般会計への繰入金相当額に達するまでの金額を、後日、一般会計から同特別会計に繰り入れる規定を設けている。

また、特例公債法案第三条第一項の規定による繰入れがなかったとした場合に電源開発促進対策特別会計において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額については、後日、一般会計から同特別会計に繰り入れる規定を設けていない。

平成十八年二月六日提出
質問 第四八号

在上海総領事館員自殺事件に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在上海総領事館員自殺事件に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年一月二十日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月三十一日付で答弁書を受領した(以下、「前回答弁書」という)。しかし、「前回答弁書」では、実質的な回答がなされていない部分があるので、事実関係を明確にするために追加質問する。

一 平成十六年五月六日に死亡した在上海総領事館員(以下「館員」という。)の遺書は一通であったか。それとも複数通存在したか。明確な答弁

を求める。

二 遺書が複数通あった場合、在上海総領事館など外務省職員に対して宛てられた遺書がその中に存在するか。

三 「館員」の死亡について、秘書官に対するものを含め、外務省から内閣総理大臣官邸に対する報告がはじめて行われたのはいつか。報告の日時を明確にされたい。報告は文書で行われたか。口頭で行われたか。

四 「館員」の死亡について在国大使館への連絡が到着したのはいつか。

五 「館員」の死亡について川口順子外務大臣(當時に連絡がなされたのはいつか。右質問する。

内閣衆質一六四第四八号
平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員自殺事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員自殺事件に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について
複数の遺書が存在したが、その内容等の詳細については、諜報活動及びその対応措置や死亡した在上海総領事館員(以下「館員」という。)

のプライバシーにかかわるものであり、また、御遺族の意向もあり、明らかにすることは差し控えたい。

件について国民に対して明らかにしなくてはならない事項もできたので追加質問する。

三について
館員の死亡事件については、平成十七年十二月二十七日に、秘書官を通じて、外務省から内閣総理大臣官邸に対して口頭による報告が行われた。

四について
館員の死亡事件発生当時、在国大使館への連絡が行われた。

五について

館員が死亡した平成十六年五月六日、在上海総領事館から外務本省に報告された後、同日中に、当時の川口外務大臣に報告が行われた。

平成十八年二月六日提出
質問 第四九号

外務省船橋分室の業務内容に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省船橋分室の業務内容に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年一月二十三日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月三十一日付で答弁書を受領した(以下、「前回答弁書」という)。しかし、「前回答弁書」では、実質的な回答がなされていない部分があり、さらに本

一 「前回答弁書」では、「外務省は通信傍受を行っているか。行っているならば、その法令上の根拠について明示されたい」と質したのに対し、「外務省は、各種の方法により、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第七号に規定する国際情勢に関する情報の収集を行っている」との答弁がなされたが、右答弁の「各種の方法」には通信傍受が含まれると解してよい。明確な答弁を求める。

二 国際情報統括官(歴代国際情報局長、情報調査局長を含む)が職務の一環として外務省船橋分室を訪れたという事実はあるか。事実があるならば、国際情報統括官組織に所属しない外務省大臣官房情報通信課に所属する施設に国際情報統括官(歴代国際情報局長、情報調査局長を含む)が訪れる理由は何か。

三 外務省船橋分室と隣接する国家公務員宿舎が存在するか。同宿舎は財務省の管轄に属するか。財務省に属しないとすれば、どの官庁に属しているか。同宿舎にはいかなる官庁の公務員が居住しているか。同宿舎に居住する者で外務省船橋分室に勤務している者がいるか。同宿舎の賃料はいくらか。

四 平成十八年二月一日現在、外務省船橋分室には何名が所属しているか。

内閣衆質一六四第四九号

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省船橋分室の業務内容に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省船橋分室の業務内容に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省が行っている外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第七号に規定する国際情勢に関する情報の収集の方法について具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

二について

外務省に保管されている記録を調査した範囲では、御指摘の事実は確認されなかった。

三について

外務省船橋分室の隣接地には外務省所管の宿舍が存在し、外務省職員が居住している。この宿舍に居住する者で外務省船橋分室に勤務するものはいない。この宿舍の使用料は、国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)に基づき算定されており、月額一万百八円である。

四について

平成十八年二月一日現在、外務省船橋分室には四名が勤務している。

平成十八年二月六日提出
質問 第五〇号

外務省顧問に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省顧問に関する質問主意書

一 平成十八年二月一日現在、外務省顧問は何名いるか。

二 外務省顧問が設置される法令上の根拠如何。

三 外務省顧問に対して顧問料が支払われているか。

四 外務省顧問に対して外務省内に執務室が設けられているか。

五 外務省顧問は公用車を用いることができるか。

六 外務省顧問に対してタクシー券が供与されているか。

七 外務省顧問に対して公用の携帯電話が貸与されているか。

八 外務省顧問が海外を訪問する際には外交旅券が発給されているか。

九 外務省顧問に対して、取扱注意、秘、極秘の文書や電報が配付もしくは回覧されているとの事実があるか。

十 外務省顧問は外務公務員法で定められた守秘義務を負うか。

右質問する。

内閣衆質一六四第五〇号

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年二月一日現在、外務省顧問は六名である。

二について

外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)第五十六条第一項において、「外務省に、外務省顧問を置く」と規定されている。

三について

外務省顧問の一部に対して、手当が支払われている。

四について

外務省顧問の一部について、外務省内に執務室が置かれている。

五について

外務省顧問は、公務に際して、公用車を用いることができる。

六について

外務省顧問の一部に対して、公務に必要な場合に使用する目的で、タクシー券が供与されている。

七について

外務省顧問の一部に対して、公用の携帯電話が貸与されている。

八について

外務省顧問が公務により海外に渡航する場合には、外交旅券を発給している。

九について

外務省顧問に対して、公務に必要な場合には、御指摘の文書等が配付され又は回覧されている。

十について

外務省顧問には、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第三条の規定により、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百条の規定が適用される。

平成十八年二月六日提出
質問 第五一号

国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質

問主意書

一 昭和五十五年四月一日から平成十八年一月二十五日まで警察庁、財務省、経済産業省の職員が飲酒(酒気帯びを含む)状態で起こした交通事故で人的被害(本人を除く)を伴うものは何件あるか。省庁ごとに件数を示されたい。

二 一のうち懲戒処分がなされた件数、懲戒処分がなされなかった件数を省庁ごとに示されたい。

三 昭和五十五年四月一日から平成十八年一月二十五日まで外務省の国内職員が飲酒(酒気帯びを含む)状態で起こした交通事故で人的被害(本人を除く)を伴うものは何件あるか。また、事故の年度も示されたい。

四 三のうち懲戒処分がなされた件数、懲戒処分がなされなかった件数を示されたい。また、懲戒処分の内容については公表されたか。右質問する。

内閣衆質一六四第五一号

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の飲酒対人交通事故に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の期間において、警察庁、財務省(旧大蔵省)又は経済産業省(旧通商産業省)の職員が酒酔い運転又は酒気帯び運転をして起こした、人(当該職員を除く)の死亡又は傷害に係る交通事故は、保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる範囲では、警察庁の職員については零件、財務省の職員については二十件、経済産業省の職員については五件である。

このうち、平成十八年二月八日現在、懲戒処分を行った件数は、財務省の職員については十五件、経済産業省の職員については一件であり、懲戒処分を行わなかった件数は、財務省の職員及び経済産業省の職員についてはそれぞれ四件である。なお、財務省の職員に対する懲戒処分について検討中の事案が一件ある。

三及び四について

御指摘の期間において、外務省の国内職員が酒酔い運転又は酒気帯び運転をして起こした、人(当該職員を除く)の死亡又は傷害に係る交通事故は、保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる範囲では、平成十七年度に一件である。平成十八年二月八日現在、当該職員に対する懲戒処分について検討中である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二二〇円